

南アルプス市こども計画

【素案】

令和7年〇月

市長挨拶（仮）

— 目 次 —

第 1 章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第 2 章 南アルプス市のこども・子育てを取り巻く状況	4
1 本市のこども・子育てを取り巻く状況	4
(1) 人口の推移と将来推計	4
(2) 出生数・合計特殊出生率の推移	5
(3) 世帯数等の推移	6
(4) 婚姻率・離婚率の推移	7
(5) 女性労働力率の比較	8
2 こども・子育て支援に関するニーズの把握	10
(1) アンケート調査の実施	10
(2) アンケート調査結果等からみえる現状	11
(3) 市内中学生との座談会の実施	29
(4) 座談会の主な内容	30
3 主要なニーズの整理と課題解決の方向性	34
第 3 章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	39
2 計画の基本的視点	40
3 基本目標	41
4 体系図	42
第 4 章 基本目標と基本施策の取組内容	44
(1) 基本目標 1 こどもや若者が自分らしく成長でき、本市に愛着を持って、将来にわたり住み続けたいと思えるようなまちづくりを推進します	44
(2) 基本目標 2 こどもと保護者が安心して幸せに過ごせるよう、ライフステージごとに必要な支援を推進します	50

(3) 基本目標3 こどもや若者が生まれ育った環境に関係なく、安心して生活できるための支援を推進します	59
---	----

第5章 教育・保育の量の見込みの算出..... 67

1 保育の必要性の認定について	67
2 教育・保育提供区域の設定	69
3 教育・保育の量の見込みの算出方法	69
(1) 1号認定	70
(2) 2号認定	71
(3) 3号認定	72
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	73
(1) 延長保育事業	73
(2) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象）	74
(3) 病児病後児保育事業	75
(4) ファミリー・サポート・センター事業	76
(5) 地域子育て支援拠点事業	77
(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	78
(7) ホームスタート事業	79
(8) 子育て世帯訪問支援事業（新規）	80
(9) 児童育成支援拠点事業（新規）	81
(10) 親子関係形成支援事業（新規）	82
(11) 妊婦等包括相談支援事業（新規）	83
(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）	84
(13) 産後ケア事業（新規）	85

第6章 計画の推進体制..... 86

(1) 計画の評価・点検	86
(2) 子ども・子育て支援に係わる人材の確保・育成	86

第7章 資料編..... 87

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

国は、仕事と子育ての両立支援など、こどもを生き育てやすい環境づくりに向けた対策の検討を始めて以来、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みをはじめ、平成 24 年に制定された「子ども・子育て3法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、様々な取組を展開してきました。さらに、平成 27 年に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況は、全国的な課題となっていることに加え、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子ども・若者を取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした中で、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法とする「こども基本法」が、令和 5 年 4 月に施行されました。同年 12 月 22 日には、同法に基づき「こども大綱」が閣議決定され、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

これまで、本市では「子ども・子育て支援事業計画」として、「第2期南アルプス市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども・子育て施策の推進をしてきましたが、当計画が令和6年度末をもって終期を迎えることから、令和7年度を始期とする、子ども・子育て支援事業計画などを内包する「南アルプス市こども計画」を策定し、こども・若者と子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目指します。

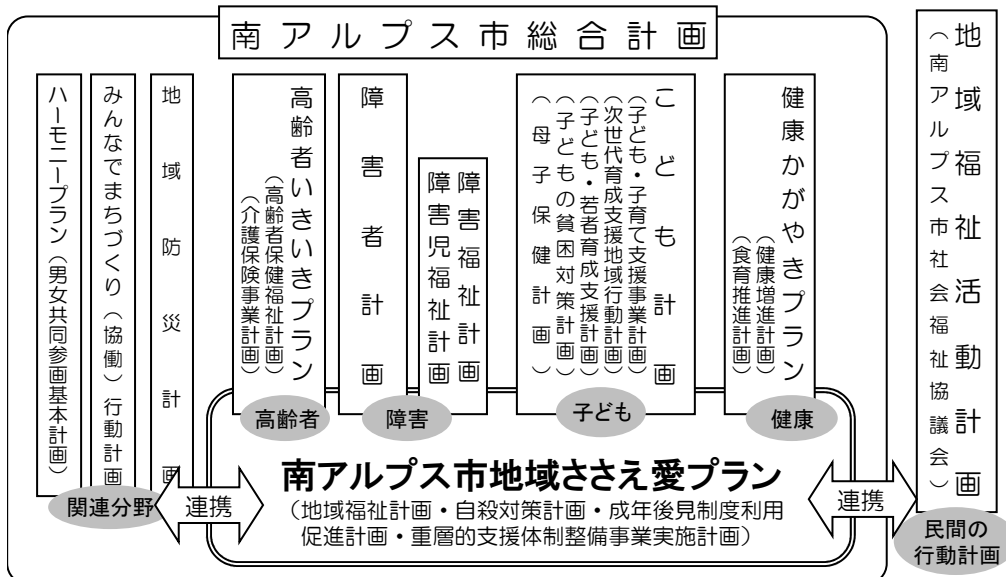
2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第 10 条第 2 項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。また、本計画は、「こども基本法」第 10 条第 5 項に定められているように、次のこども施策に関連する計画を含むものとして、策定しています。

- 「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条第 2 項に定める「市町村子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第 10 条第 2 項に定める「市町村計画」
- 「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に定める「地域行動計画」
- 「母子保健計画策定指針」を踏まえた「母子保健計画」

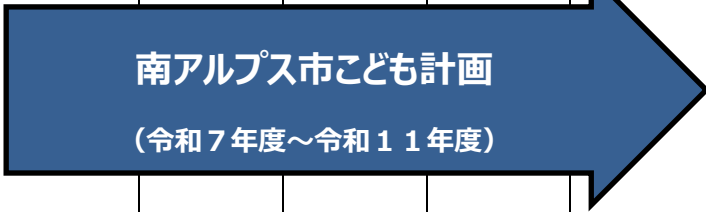

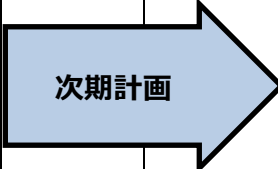
本市の総合計画や各種関連計画の体系は次のとおりです。

本計画は、上位計画である「南アルプス市総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り、より効率的、効果的に事業を推進していきます。



3 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を対象期間とします。

令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)
								
								
南アルプス市子ども・子育て支援事業計画 第1期（H27～H31） 第2期（R2～R6）						評価・振り返り		

なお、当該期間中に法制度の変更や社会経済情勢の著しい変化等が生じた場合は、適宜、「南アルプス市子ども・子育て会議」で協議し、必要に応じて計画を見直すものとします。

「本計画書における「子ども」の表記について」

国においては、「令和4（2022）年9月15日付内閣官房副長官補付子ども家庭庁設立準備室事務連絡「子ども」表記の推奨について（依頼）」の通り、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」が用いられています。

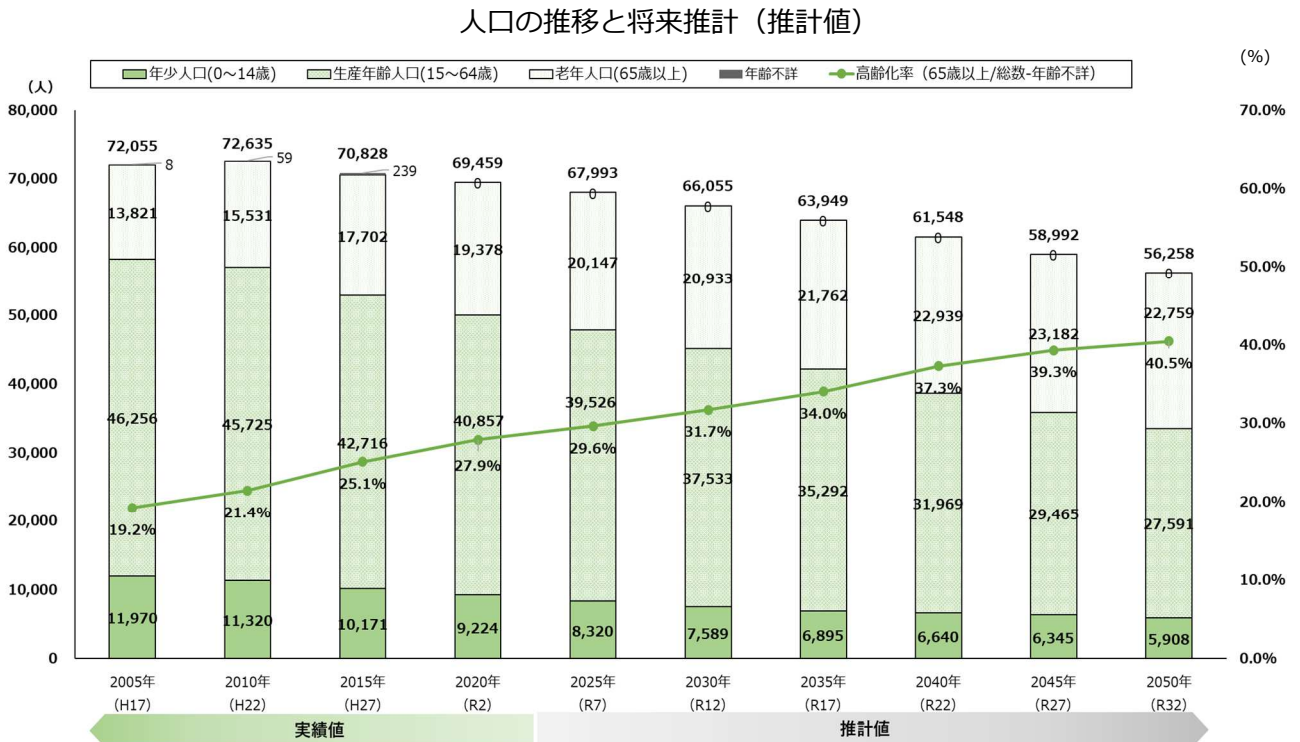
なお、特別な場合とは以下の通りです。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」
- ② 固有名詞を用いる場合
例：既存の予算事業名や組織名
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合
例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

第2章 南アルプス市のこども・子育てを取り巻く状況

1 本市のこども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口の推移と将来推計



【出典】2020年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（令和5年3月公表）に基づく推計値。

本市の人口は、2020（令和2）年の国勢調査の時点で69,459人となり、前回調査が行われた2015（平成27）年から1,369人減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、現状のまま推移した場合、2040（令和22）年には、2020（令和2）年よりも7,911人少ない61,548人、その5年後となる2045（令和27）年には、人口6万人を割り込む58,992人となるとされています。また、年齢3区分別では、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は、2050（令和32）年まで減少傾向が続く一方で、65歳以上の老年人口は、2045（令和27）年までは増加するとみられています。

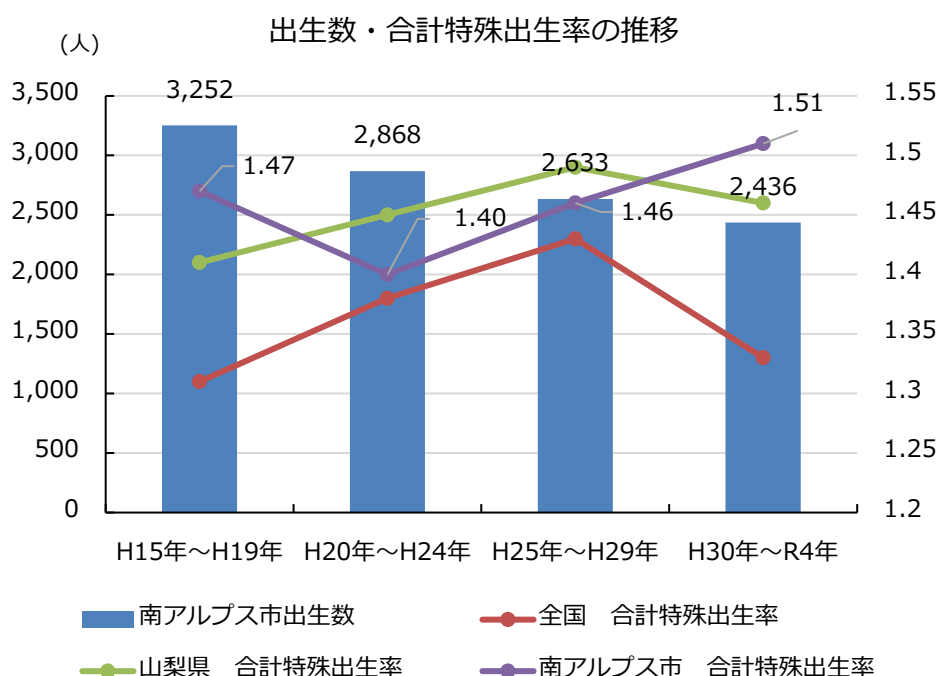
こうした中で、本市では「南アルプス市こども・子育て応援宣言」により子育て世帯が夢や希望を持って子育てができるまちづくりを推進することで出生率の向上による

人口の自然増を図るとともに、企業誘致を推進し、より働きやすく暮らしやすいまちを実現することで移住・定住の促進による社会増を目指します。

(2) 出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、平成 15 年～平成 19 年の 3,252 人から、平成 30 年～令和 4 年には 2,436 人と減少傾向にあります。

一方で、合計特殊出生率（15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は、平成 20 年～平成 24 年に本市は 1.40 と、山梨県全体の 1.45 を下回り、全国平均レベルとほぼ同程度となりましたが、その後は上昇し、平成 30 年～令和 4 年には 1.51 となり、山梨県全体の 1.46 を上回っています。

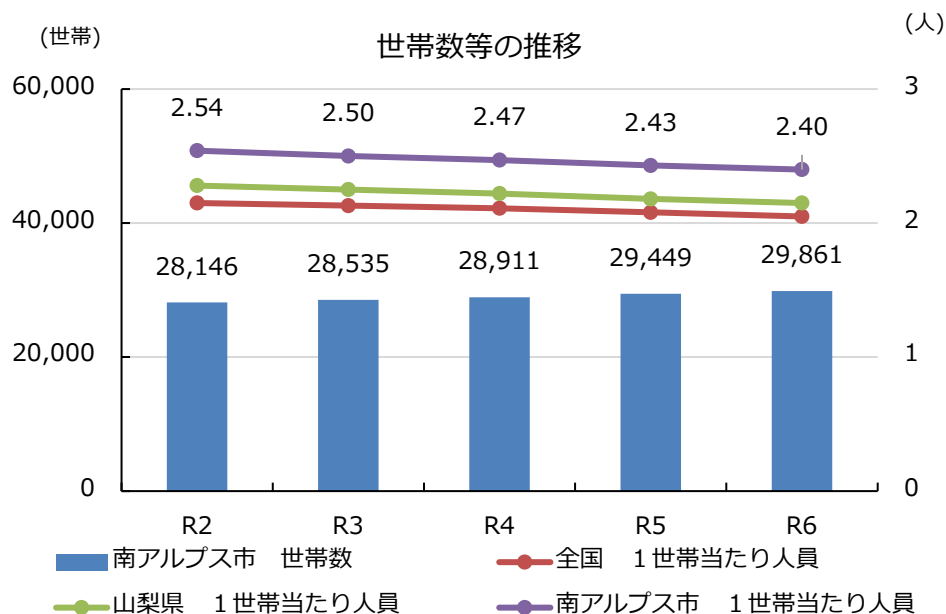


	平成 15 年～ 平成 19 年	平成 20 年～ 平成 24 年	平成 25 年～ 平成 29 年	平成 30 年～ 令和 4 年	(人)
南アルプス市出生数	3,252	2,868	2,633	2,436	
全国 合計特殊出生率	1.31	1.38	1.43	1.33	
山梨県 合計特殊出生率	1.41	1.45	1.49	1.46	
南アルプス市 合計特殊出生率	1.47	1.40	1.46	1.51	

【出典】厚生労働省 人口動態保健所・市区町村別統計

(3) 世帯数等の推移

本市の世帯数は増加傾向にある一方で、1世帯当たり人員は減少傾向にあることから、核家族化の進行が推察されます。ただし、全国や山梨県全体との比較によると、1世帯当たりの人員は高い水準にあります。



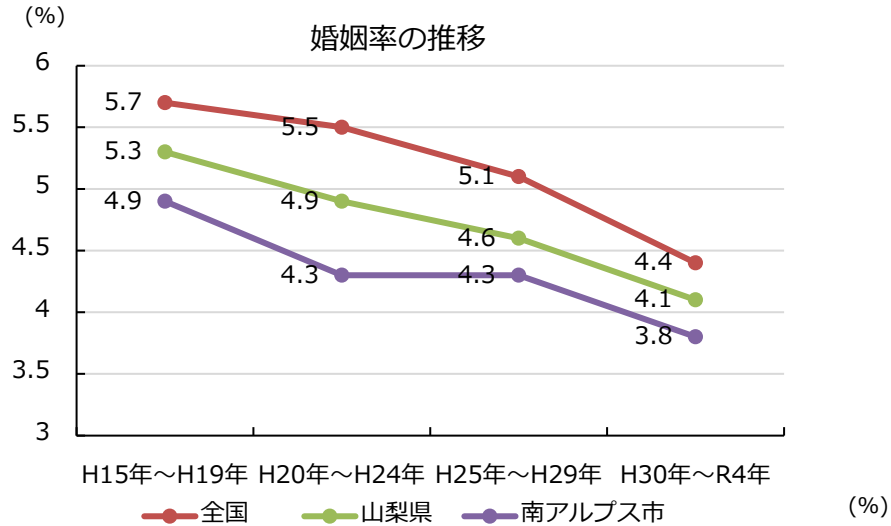
【出典】総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
南アルプス市 世帯数	28,146	28,535	28,911	29,449	29,861	(世帯)
全国 1世帯当たり人員	2.15	2.13	2.11	2.08	2.05	(%)
山梨県 1世帯当たり人員	2.28	2.25	2.22	2.18	2.15	(%)
南アルプス市 1世帯当たり人員	2.54	2.50	2.47	2.43	2.40	(%)

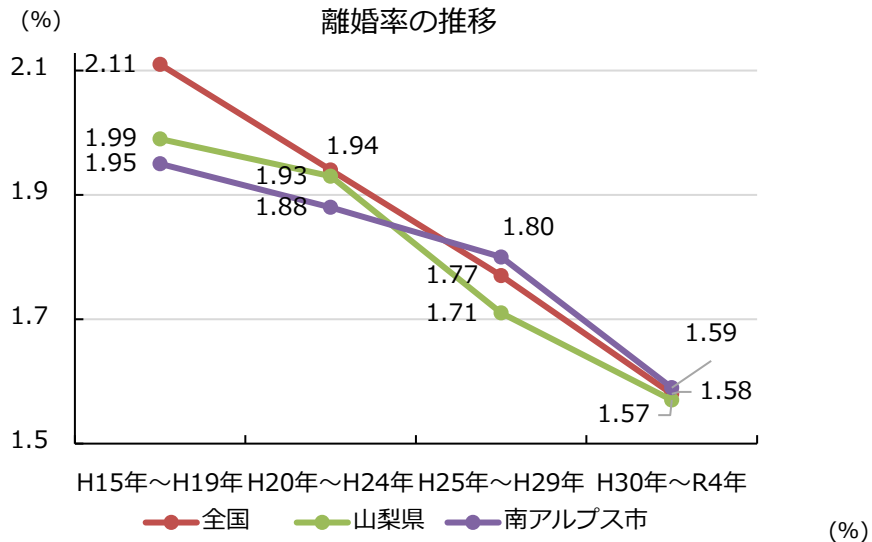
(4) 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、全国や山梨県全体の数値を下回って推移しています。

また、離婚率は平成 20 年～平成 24 年まで全国や山梨県全体を下回っていたものの、平成 30 年～令和 4 年になるとほぼ同等の数値となっています。



	平成 15 年～平成 19 年	平成 20 年～平成 24 年	平成 25 年～平成 29 年	平成 30 年～令和 4 年
全国	5.7	5.5	5.1	4.4
山梨県	5.3	4.9	4.6	4.1
南アルプス市	4.9	4.3	4.3	3.8



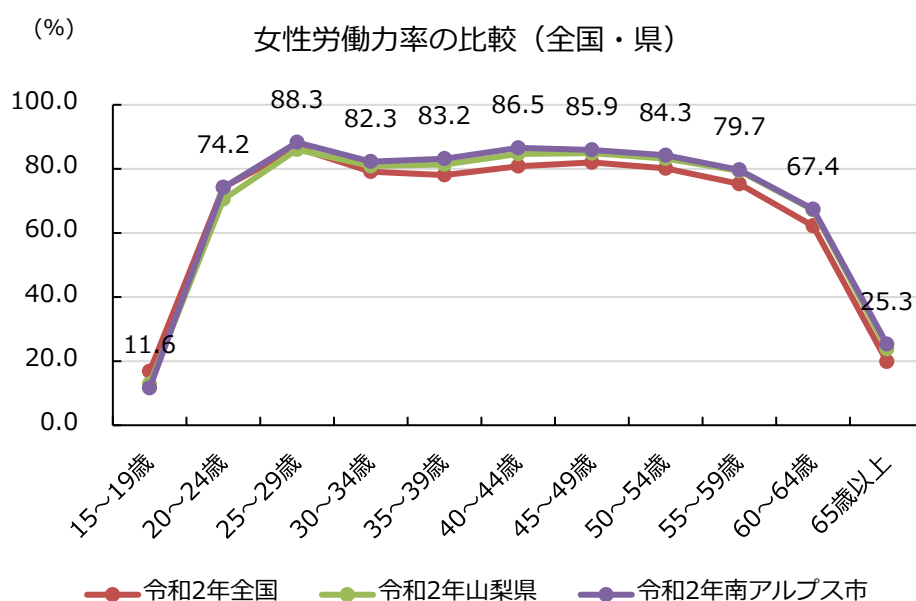
	平成 15 年～平成 19 年	平成 20 年～平成 24 年	平成 25 年～平成 29 年	平成 30 年～令和 4 年
全国	2.11	1.94	1.77	1.58
山梨県	1.99	1.93	1.71	1.57
南アルプス市	1.95	1.88	1.80	1.59

【出典】厚生労働省 人口動態保健所・市区町村別統計

(5) 女性労働力率の比較

女性労働力率（15歳以上の女性の人口に占める、働いているもしくは休職中の女性の割合）は30～34歳で一度下がり、その後40歳代には上昇する傾向にあります。この傾向は全国や山梨県全体と同じですが、ほとんどの年代において、本市の女性労働力率は国や県の数値を上回っています。

全国と比較した場合、本市の30歳代前半での女性労働力率は82.3%と、25～29歳（88.3%）の就業率からの落ち込みは比較的緩やかで、出産や子育てを経ても働き続ける女性が多いことが推察されます。また、25～29歳の就業率も高いことから出産から子育ての期間中も働き続けていることが推察されます。

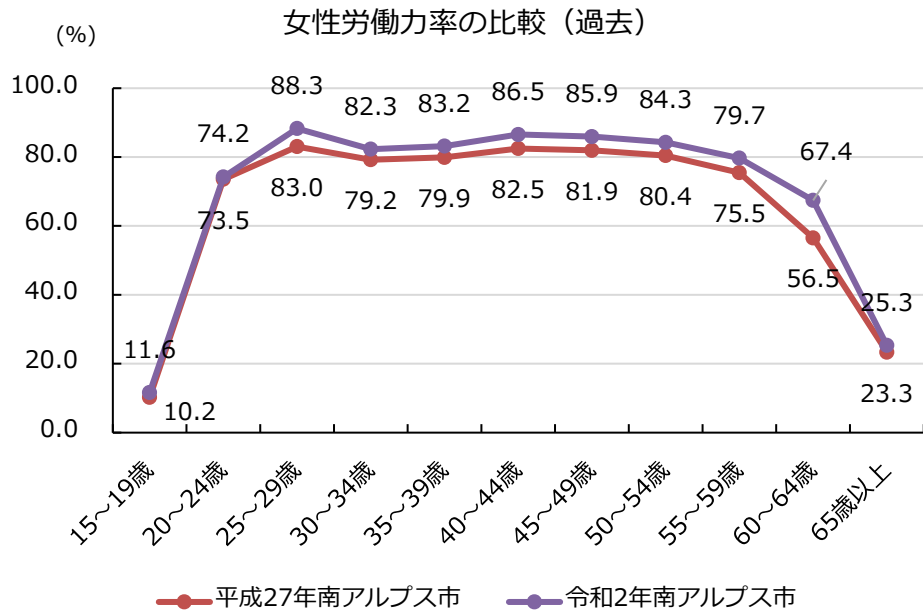


(%)

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
令和2年全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9
令和2年山梨県	12.9	70.5	86.0	80.9	81.4	84.7	84.9	83.2	79.4	67.2	23.8
令和2年南アルプス市	11.6	74.2	88.3	82.3	83.2	86.5	85.9	84.3	79.7	67.4	25.3

【出典】国勢調査

なお、本市において平成 27 年と令和 2 年の女性労働力率を比較すると、全ての年代で平成 27 年よりも令和 2 年の数値が高くなっており、働く女性の割合が増加しています。



(%)

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成 27 年南アルプス市	10.2	73.5	83.0	79.2	79.9	82.5	81.9	80.4	75.5	56.5	23.3
令和 2 年南アルプス市	11.6	74.2	88.3	82.3	83.2	86.5	85.9	84.3	79.7	67.4	25.3

【出典】国勢調査

2 こども・子育て支援に関するニーズの把握

(1) アンケート調査の実施

本計画策定の基礎調査として、子育て支援に関する状況と多様なニーズを把握し、こどもに関する取組や施策を検討するための情報を取りまとめることや、子育て支援事業の必要量を推計することを目的に、市内の未就学児童の保護者、市内の小学生・中学生・高校生及びその保護者、並びに市内の39歳以下の若者を対象にしたアンケート調査を実施しました。

① 調査期間

2024年6月3日～6月28日

② 調査対象者、回答率等

調査対象者	部数	配布方式	回答方式	回答数	回答率
未就学児童の保護者	1,000	郵送	冊子又はQRコードで回答	357	35.7%
小学生の保護者	500	郵送	冊子又はQRコードで回答	230	46.0%
中学生・高校生の保護者	500	郵送	冊子又はQRコードで回答	205	41.0%
小学生低学年	1,421	学校を通して配布	QRコードで回答	570	40.1%
小学生高学年	1,439	学校を通して配布	QRコードで回答	803	55.8%
中学生	1,466	学校を通して配布	QRコードで回答	520	35.5%
高校生	250	郵送	冊子又はQRコードで回答	54	21.6%
南アルプス市に住む18歳～39歳の若者	2,000	郵送	冊子又はQRコードで回答	378	18.9%
合計	8,576			3,117	36.3%

※全個別対象者は南アルプス市にて抽出

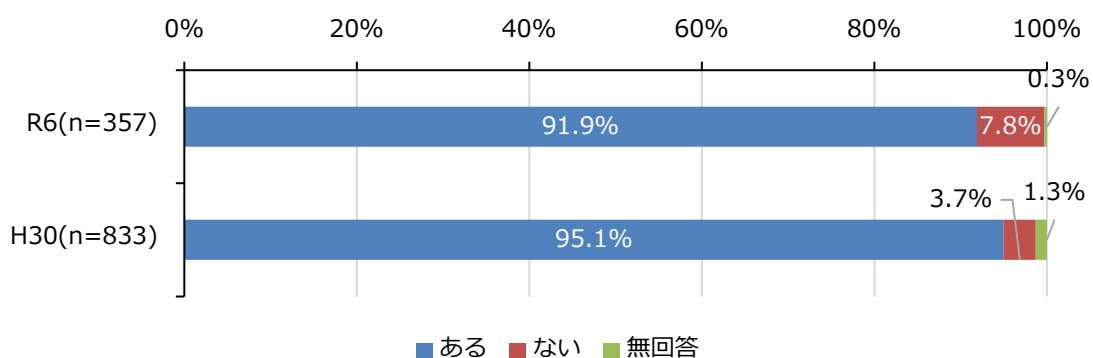
(2) アンケート調査結果等からみえる現状

① 未就学児童の保護者向け調査結果

1) 子育てについて気軽に相談できる人や場所について

「ある」と回答した割合は91.9%となっており、ほとんどの方が相談できる人や場所があると回答しています。前回調査と比較すると、3.2ポイント減少しています。

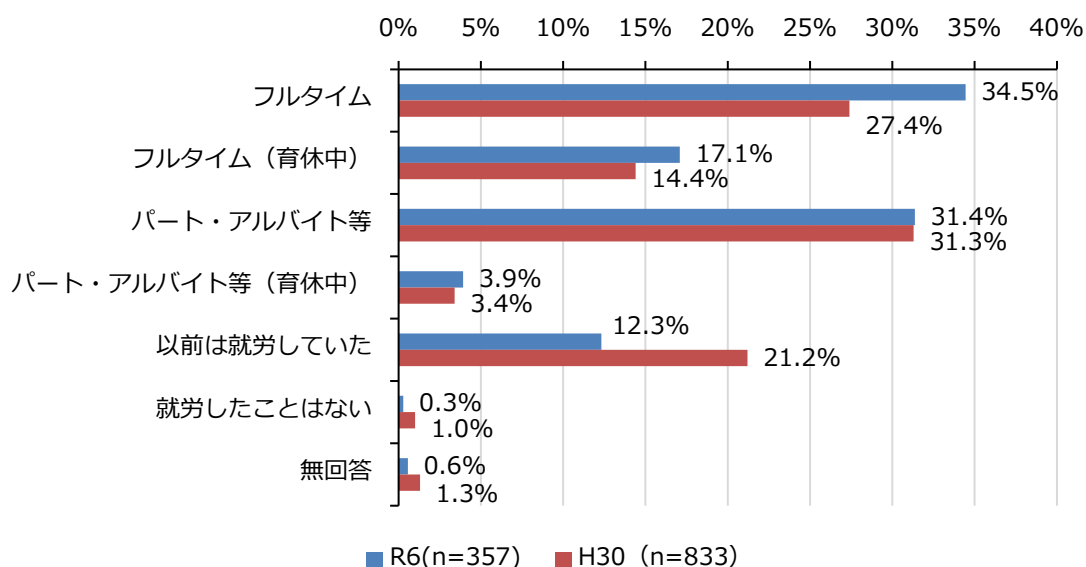
子育てについて気軽に相談できる人や場所について(SA) (前回比較)



2) 母親の就労状況について

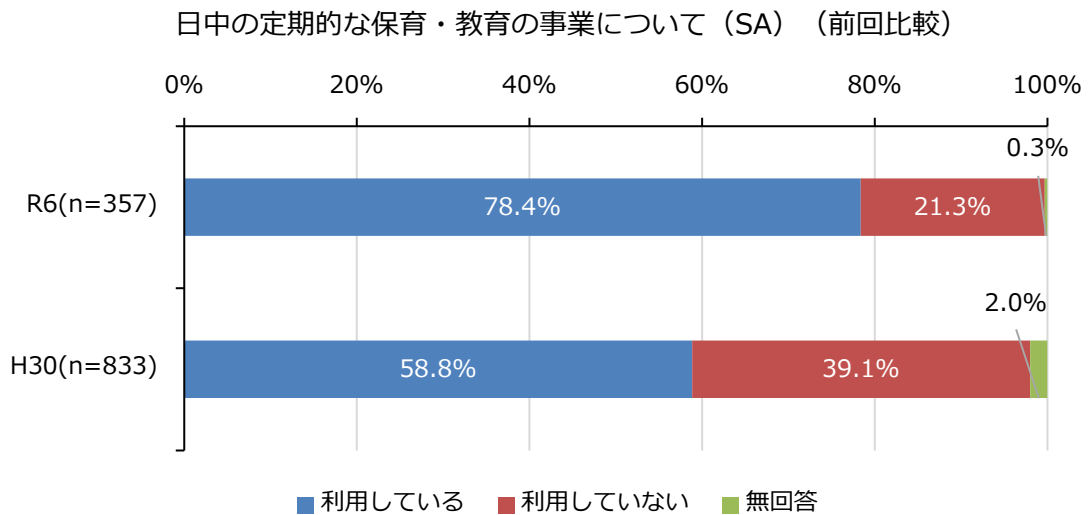
「フルタイム」が34.5%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等」が31.4%となっています。前回調査と比較すると、「フルタイム」が7.1ポイント上昇し、「以前は就労していた」が8.9ポイント減少していることから、出産後も働き続ける母親が増加していることがうかがえます。

母親の就労状況について(SA) (前回比較)



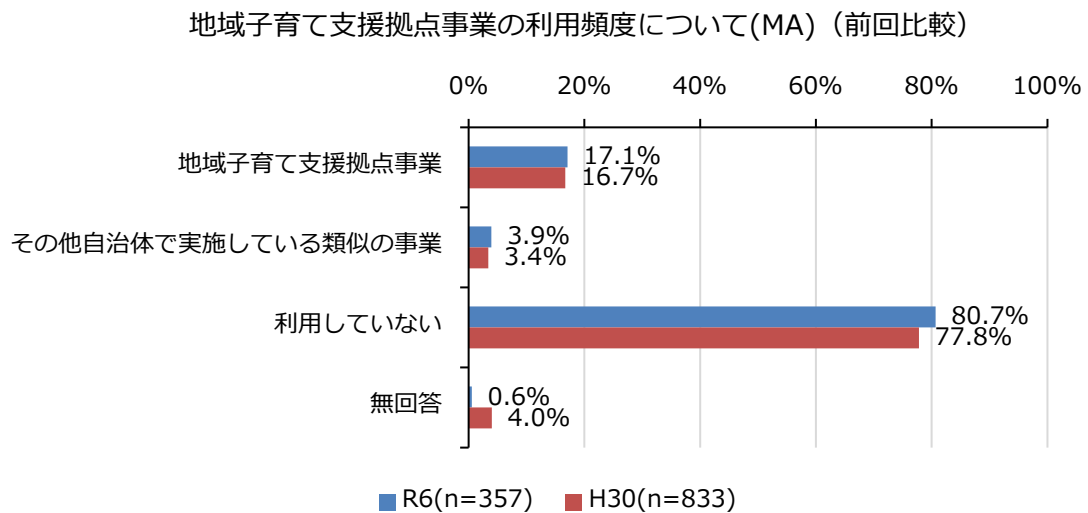
3) 日中の定期的な保育・教育の事業の利用について

「利用している」と回答した割合は 78.4%となっており、前回調査と比較すると 19.6 ポイント増加しています。



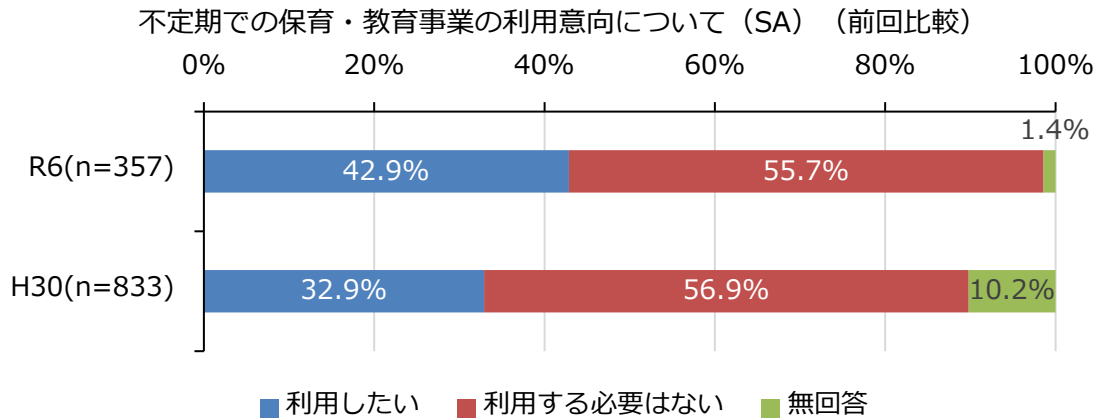
4) 地域子育て支援拠点事業の利用頻度について

「利用していない」と回答した割合は 80.7%とほとんどの方が利用しておらず、前回調査と比較しても 2.9 ポイント増加しています。



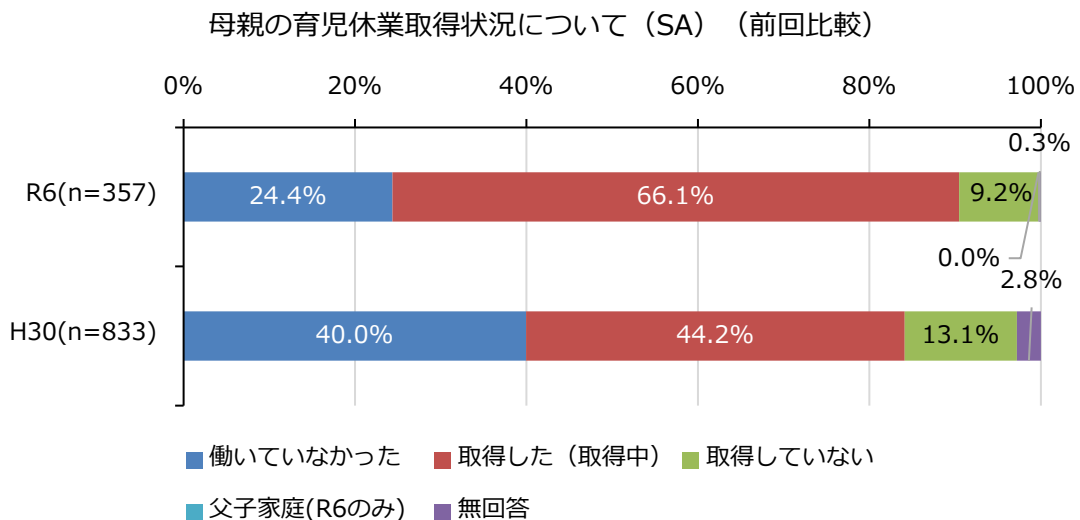
5) 不定期での保育・教育事業の利用意向について

「利用したい」と回答した割合は 42.9%で前回調査よりも 10.0 ポイント増加しており、不定期の事業利用について需要が高まっています。



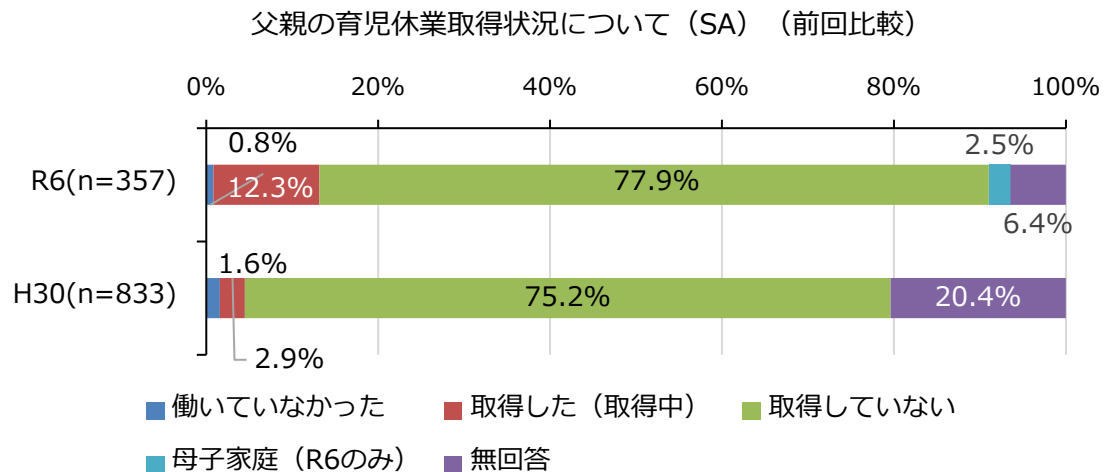
6) 母親の育児休業取得状況について

母親が育児休業を「取得した(取得中)」と回答した割合は 66.1%で前回調査よりも 21.9 ポイント増加しており、育児休業の取得が急速に進んでいます。一方で、「働いていなかった」と回答した割合は 24.4%で前回調査よりも 15.6 ポイント減少しています。



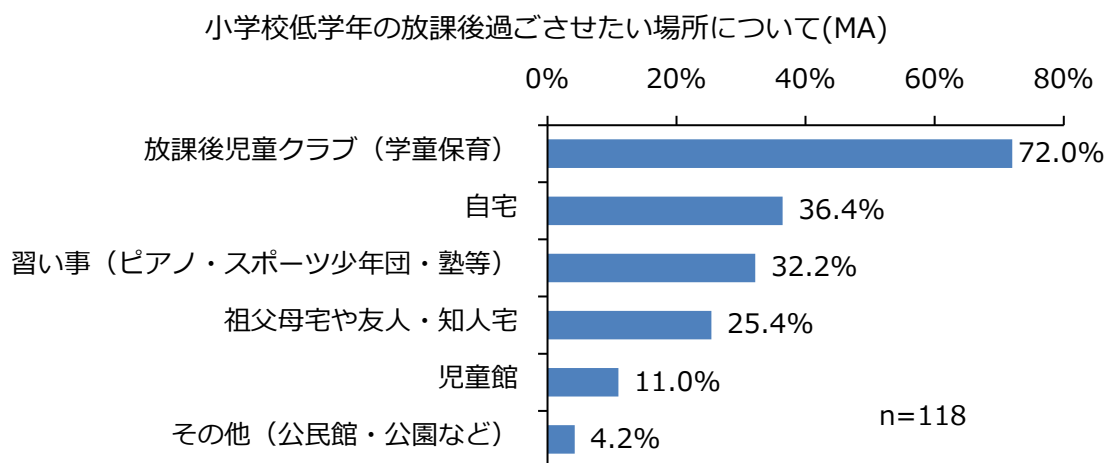
7) 父親の育児休業取得状況について

父親が育児休業を「取得した（取得中）」と回答した割合は 12.3%で 9.4 ポイント増加しましたが、「取得していない」と回答した割合は 77.9%で前回調査よりも 2.7 ポイント増加していることから、母親と比較して父親の育児休業の取得が進んでいないことがうかがえます。



8) 小学校低学年のときに、放課後過ごさせたい場所について（お子さんが3歳以上の方のみ）

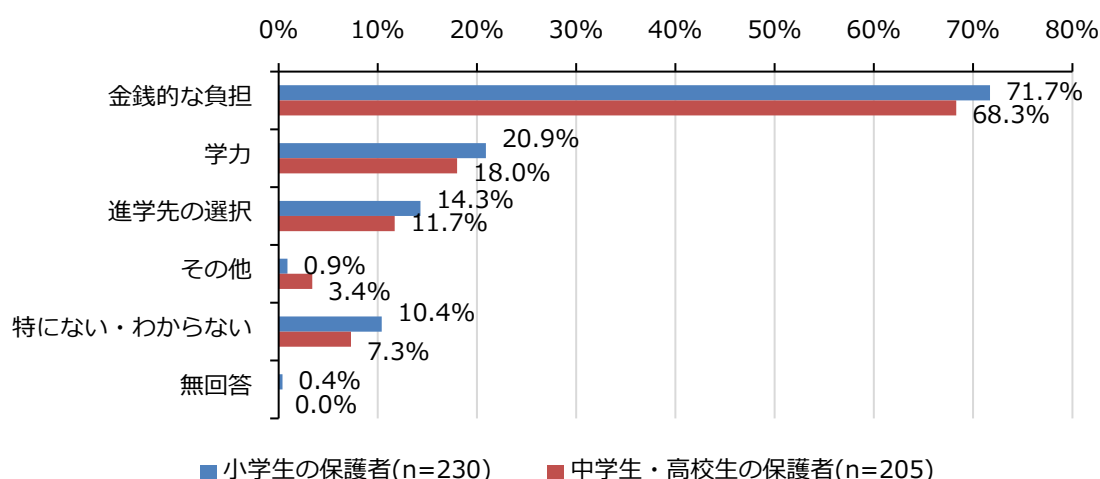
「放課後児童クラブ（学童保育）」と回答した割合は 72.0%で最も高く、次いで「自宅」が 36.4%、「習い事（ピアノ・スポーツ少年団・塾等）」が 32.2%となっています。



② 小学生、中学生、高校生の保護者向け調査結果

1) こどもを将来希望する学校まで進学させる上で最も心配なことについて「金銭的な負担」と回答した割合が、小学生の保護者は71.7%、中学生・高校生の保護者は68.3%で突出して高くなっており、次いで「学力」がともに約2割となっています。

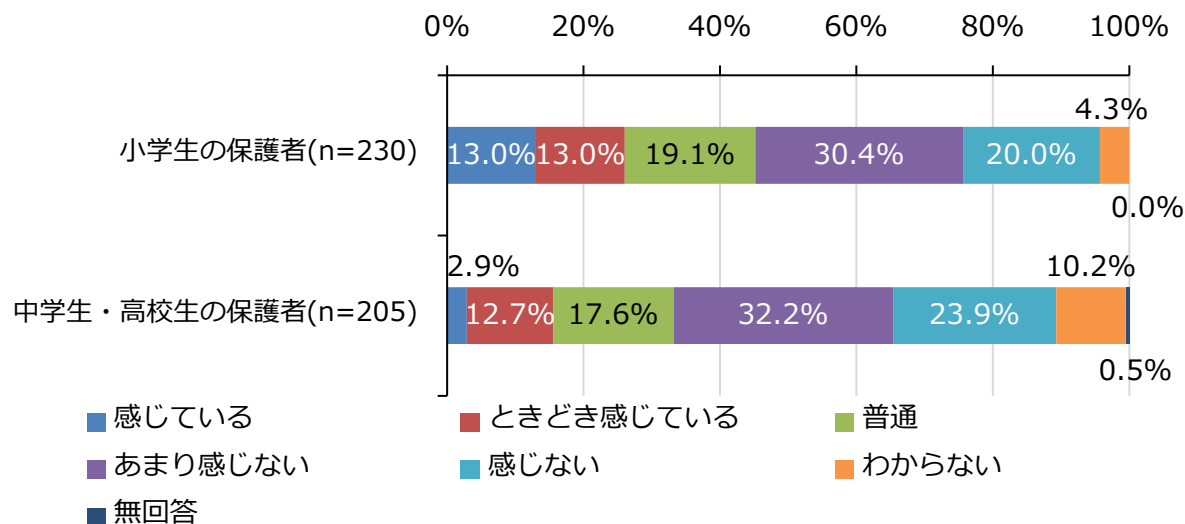
こどもを将来希望する学校まで進学させる上で心配なことについて(MA)



2) 地域や近所の方からの子育ての支援やサポートについて

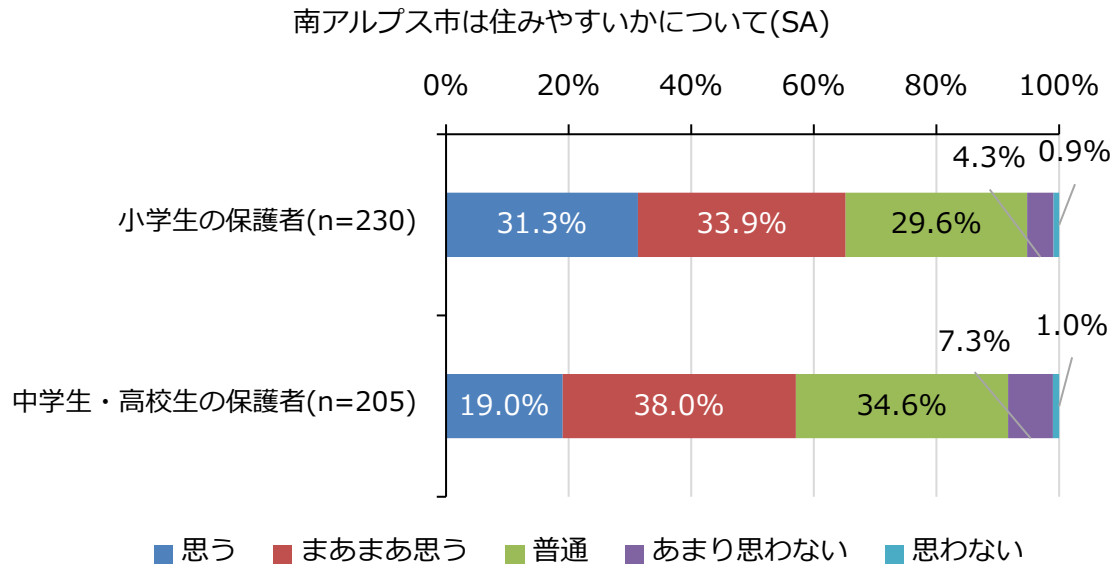
小学生の保護者、中学生・高校生の保護者ともに「あまり感じない」と「感じない」と回答した割合の合計が約6割を占めています。一方で、子育ての支援やサポートを「感じている」と回答した割合は、小学生の保護者のほうが中学生・高校生の保護者よりも高くなっています。

地域や近所の方からの子育ての支援やサポートについて(SA)



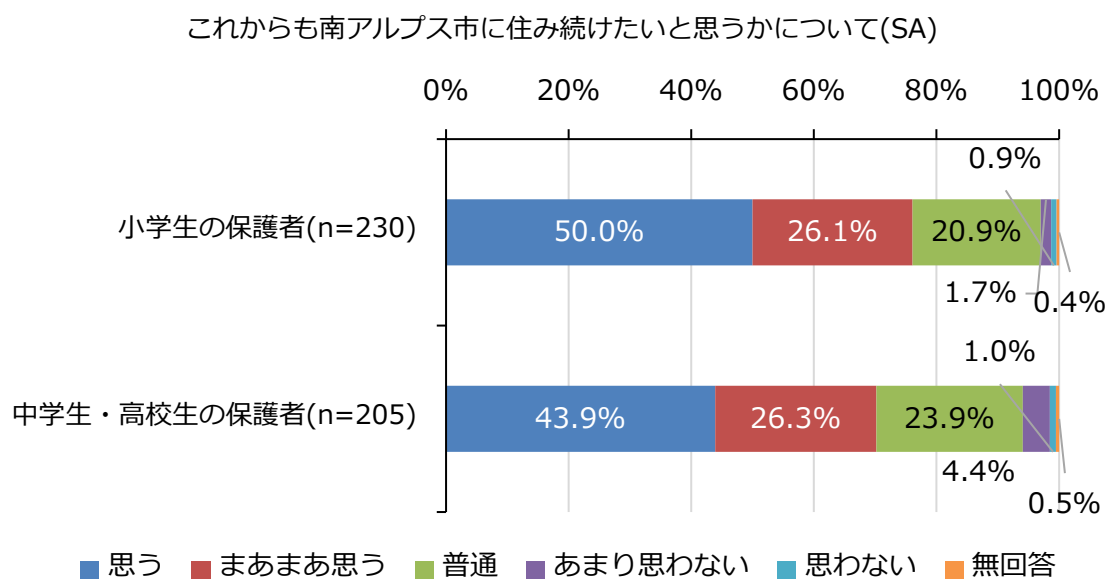
3) 南アルプス市は住みやすいかについて

「思う」「まあまあ思う」と回答した割合は、小学生の保護者が 65.2%、中学生・高校生の保護者が 57.0%となっており、半数以上が住みやすいと感じています。



4) これからも南アルプス市に住み続けたいと思うかについて

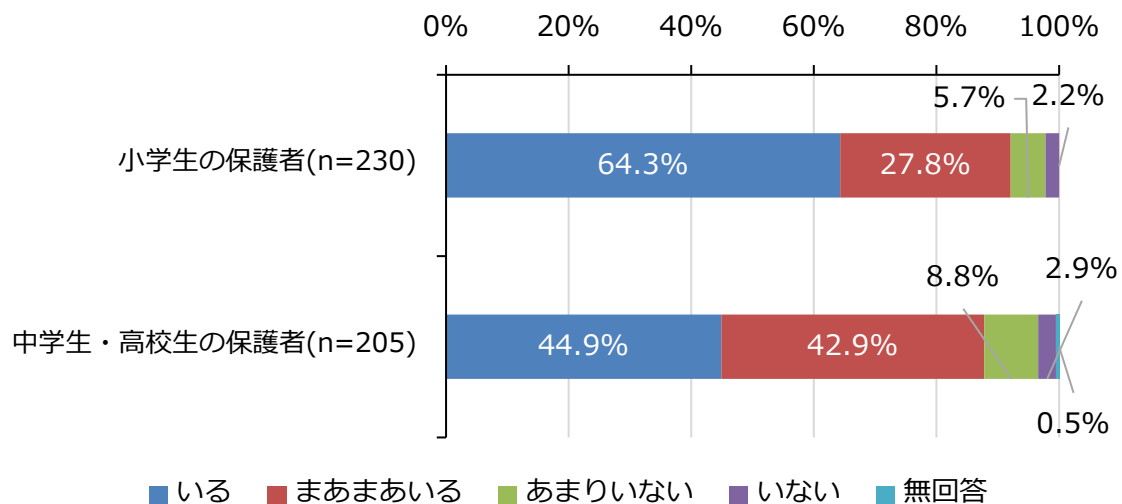
「思う」「まあまあ思う」と回答した割合の合計は、小学生の保護者は 76.1%、中学生・高校生の保護者は 70.2%となっており、半数以上がこれからも南アルプス市に住みたいと感じています。



5) こどもの子育てについて、気軽に相談できる人について

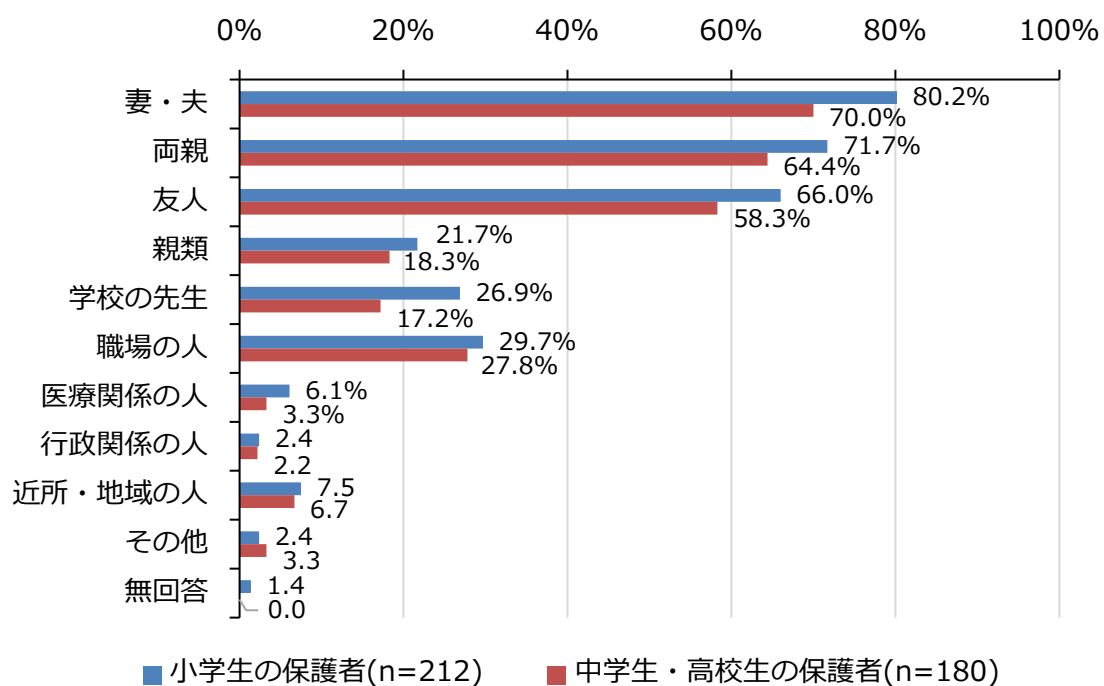
「いる」「まあまあいる」と回答した割合の合計は、小学生の保護者が 92.1%、中学生・高校生の保護者が 87.8%となっており、ほとんどの保護者がこどもの子育てについて気軽に相談できる人がいると回答していますが、「あまりいない」「いない」と回答した割合も一定数います。

こどもの子育てについて、気軽に相談できる人について(SA)



また、気軽に相談できる人は、小学生の保護者、中学生・高校生の保護者ともに「妻・夫」「両親」「友人」が上位を占めています。

こどもの子育てについて、気軽に相談できる人について (MA)

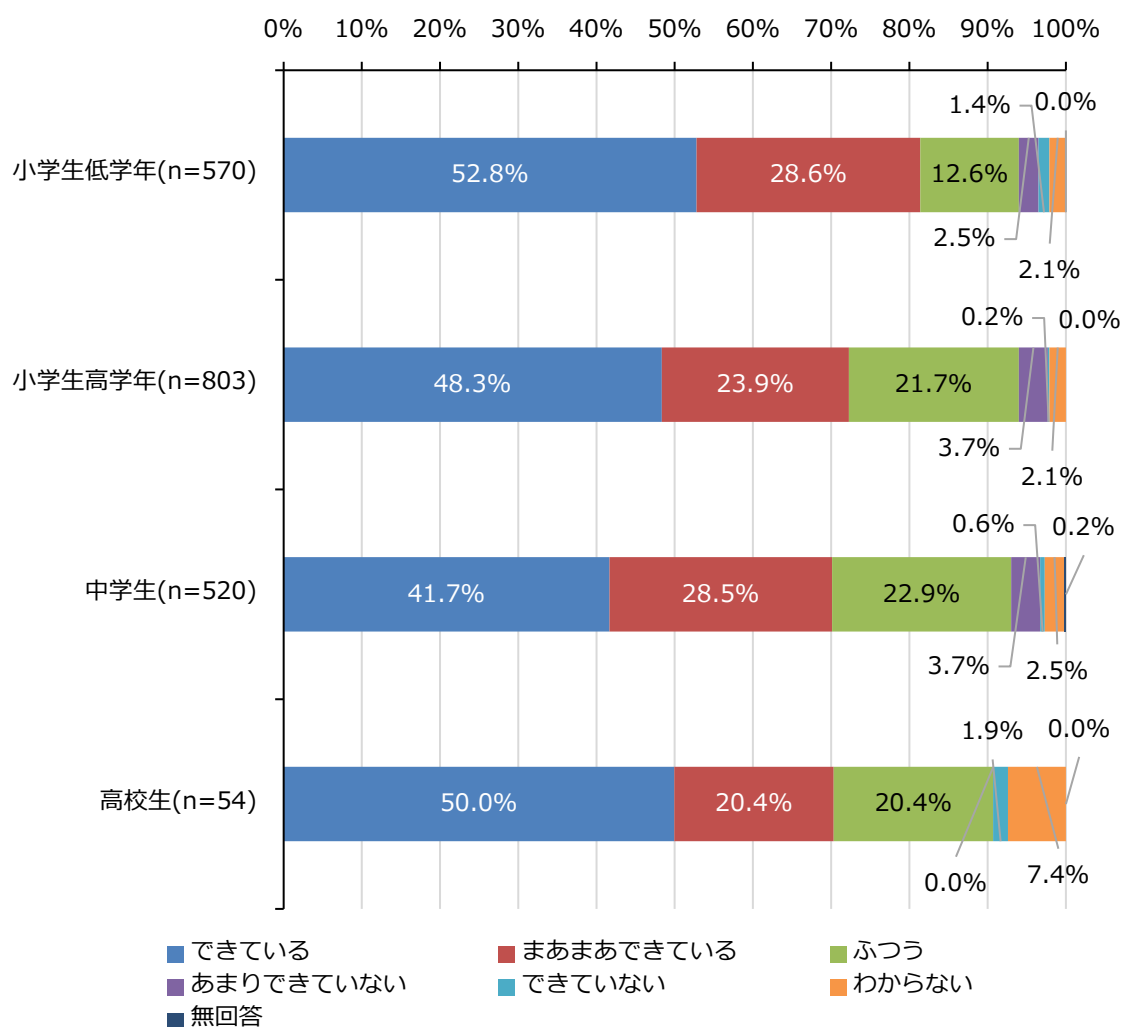


③ 小学生低学年・高学年、中学生、高校生本人向け調査結果

1) 自分のやりたいことができているかについて

「できている」と回答した割合は、小学校低学年が 52.8%、小学生高学年が 48.3%、中学生が 41.7%、高校生が 50.0%で最も高くなっています。また、「あまりできていない」や「できていない」と回答した割合はどの年代も少なくなっています。

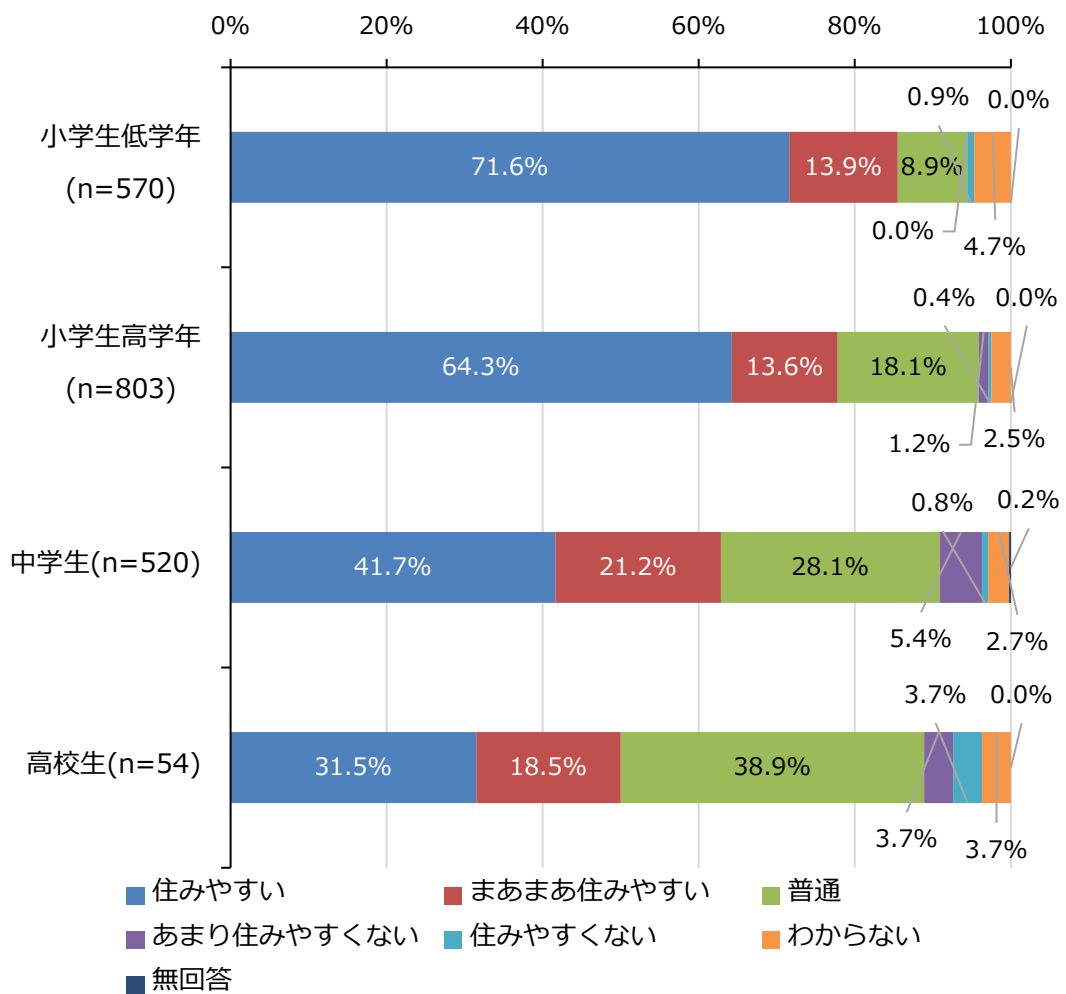
自分のやりたいことができているかについて(SA) (年代別比較)



2) 南アルプス市は住みやすいかについて

「住みやすい」「まあまあ住みやすい」と回答した割合は、小学生低学年が85.5%、小学生高学年が77.9%、中学生が62.9%、高校生が50.0%となっており、半数以上が住みやすいと感じています。また、年齢を重ねるほど、「住みやすい」の回答割合が減り、「普通」と回答する割合が増えています。

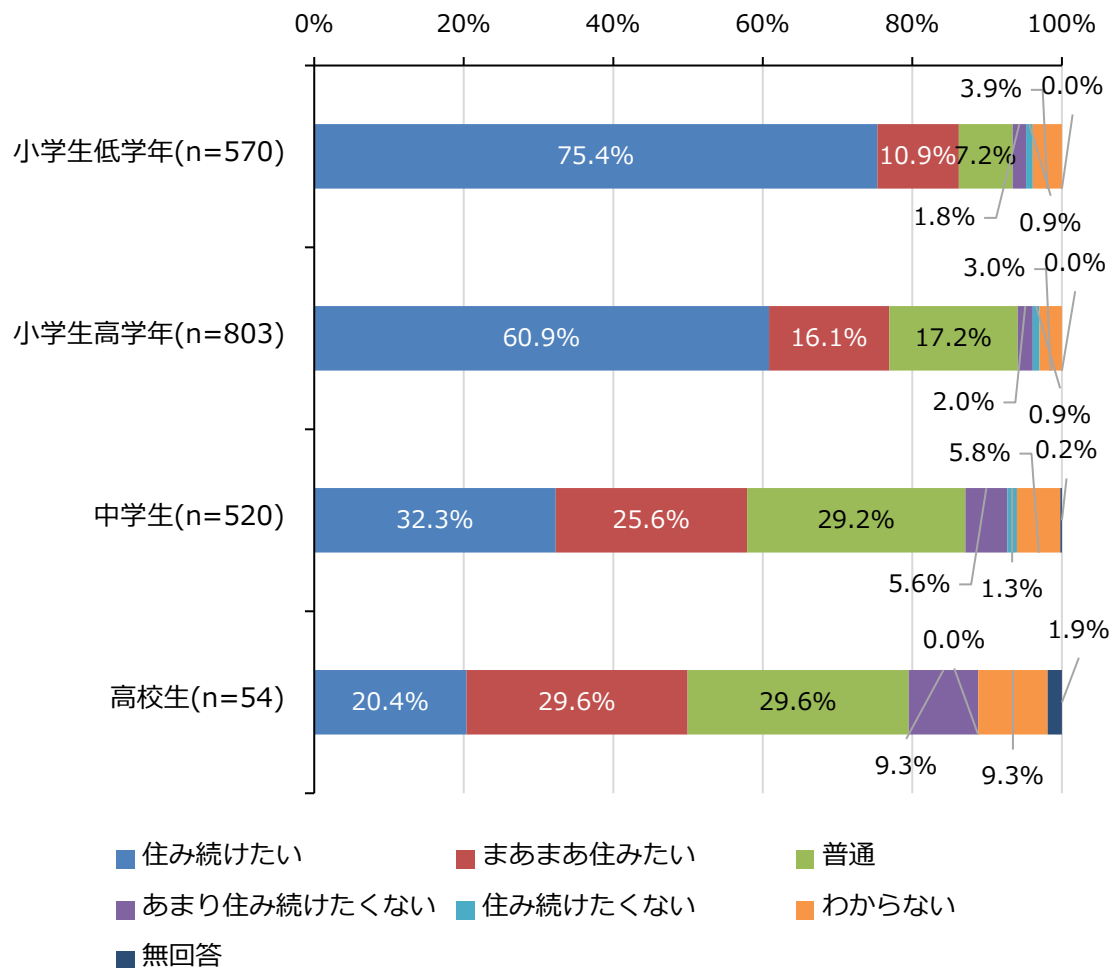
南アルプス市は住みやすいかについて(SA) (年代別比較)



3) これからも南アルプス市に住みたいかについて

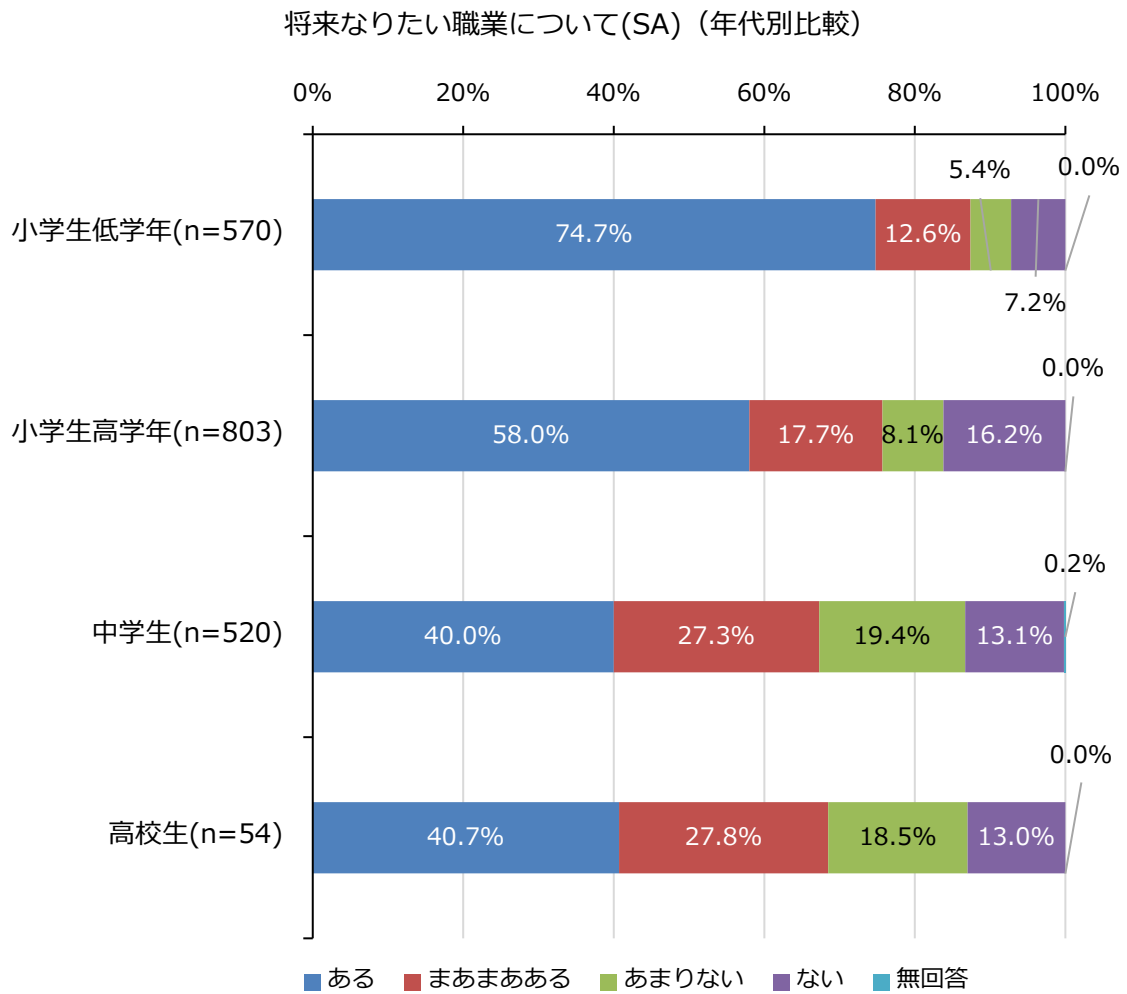
「住み続けたい」「まあまあ住みたい」と回答した割合の合計は、小学生低学年が86.3%、小学生高学年が77.0%、中学生が57.9%、高校生が50.0%となっており、半数以上がこれからも南アルプス市に住みたいと感じています。また、「南アルプス市の住みやすさ」の質問と同様に、年齢を重ねるほど、「住み続けたい」という肯定的な回答割合が減り、「普通」と回答する割合が増えています。

これからも南アルプス市に住みたいかについて(SA) (年代別比較)



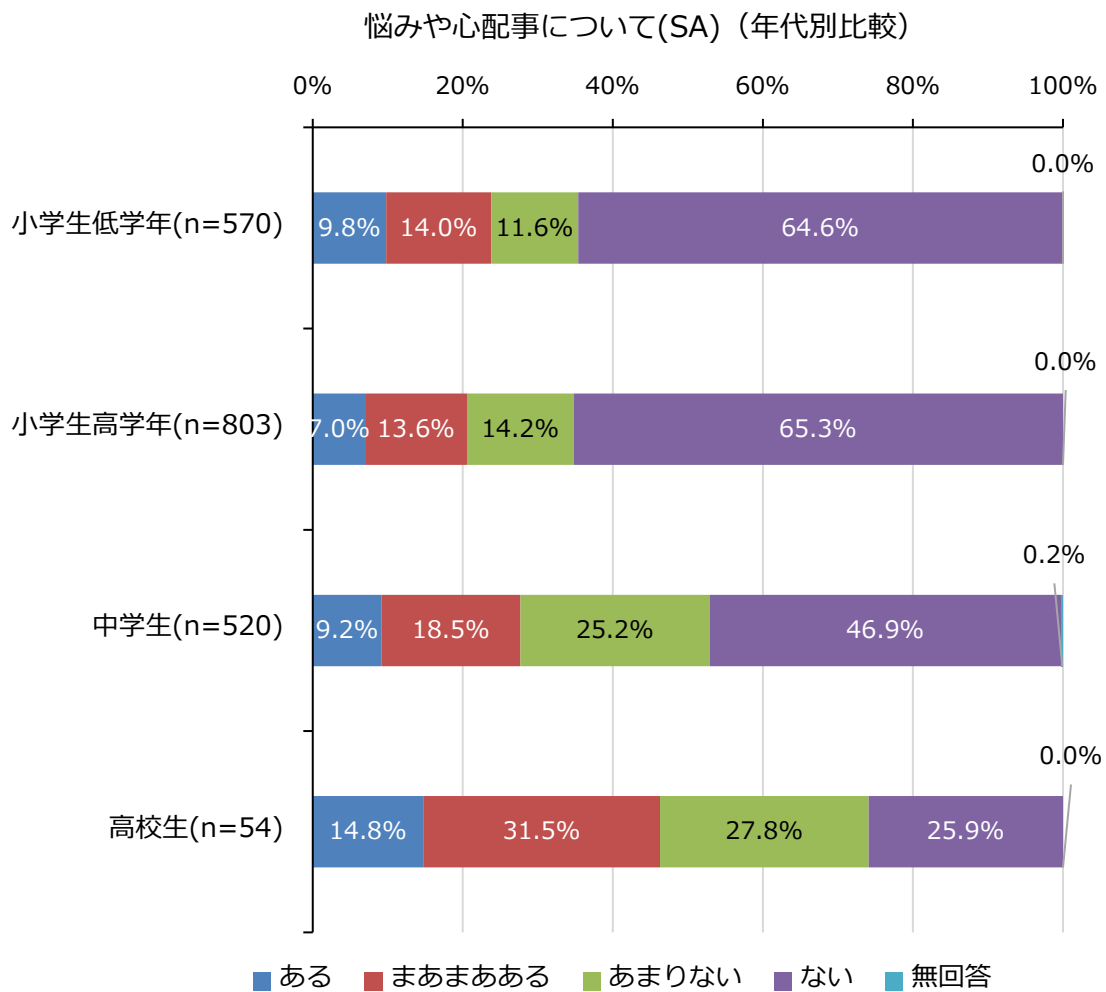
4) 将来なりたい職業について

「ある」と回答した割合は、小学生低学年が74.7%、小学生高学年が58.0%、中学生が40.0%、高校生が40.7%でそれぞれ最も高いものの、年齢を重ねるほど、その割合は低くなっています。



5) 悩みや心配事について

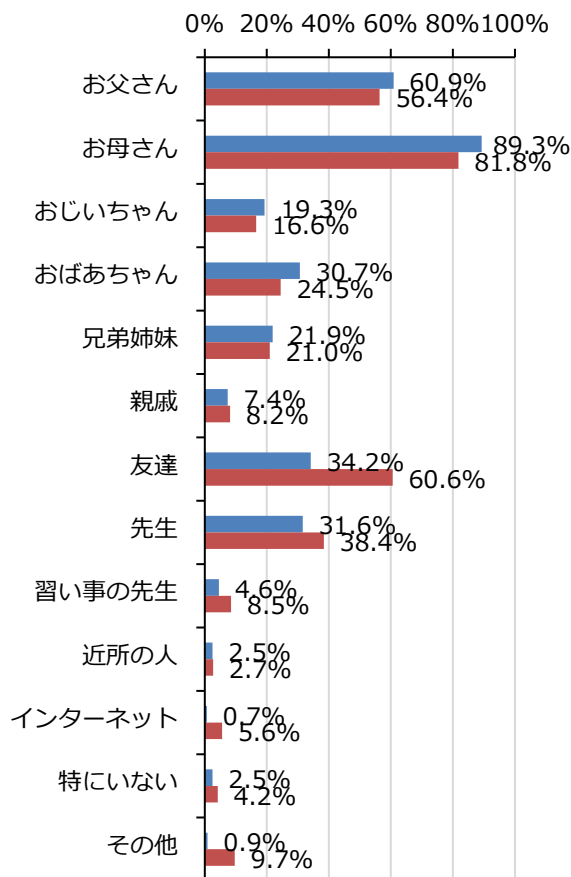
「ない」と回答した割合は、小学生低学年が64.6%、小学生高学年が65.3%、中学生が46.9%でそれぞれ最も高くなる一方、高校生は「まあまあある」が31.5%で最も高くなっています。



6) 悩みや相談事を聞いてくれる人について

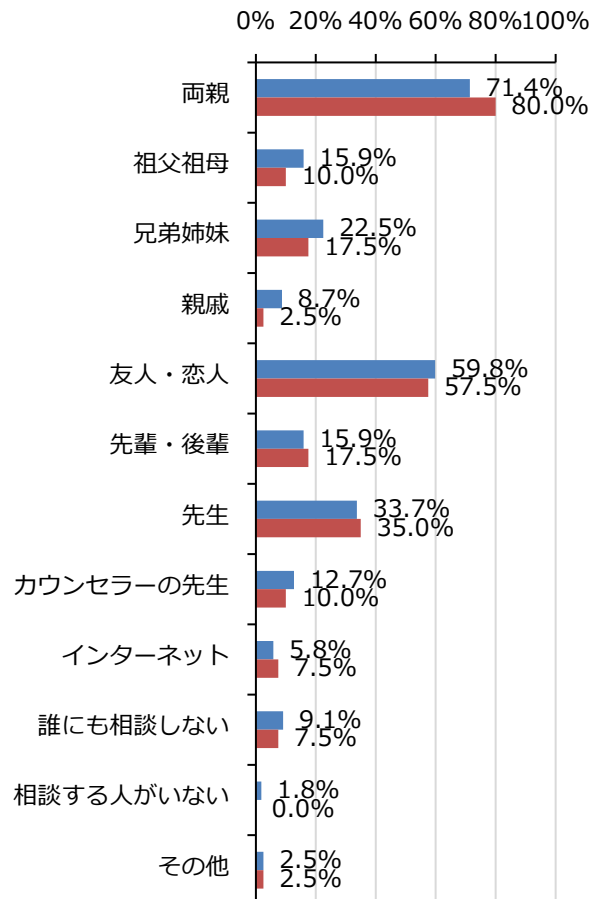
父親や母親といった「両親」の回答が、年齢に関係なく最も高くなっており、次いで「友人や恋人」、「先生」と続いています。

悩みや相談事を聞いてくれる人について (MA) (小学生比較)



■ 小学生低学年(n=570)
■ 小学生高学年(n=803)

悩みや相談事を聞いてくれる人について (MA) (中高生比較)

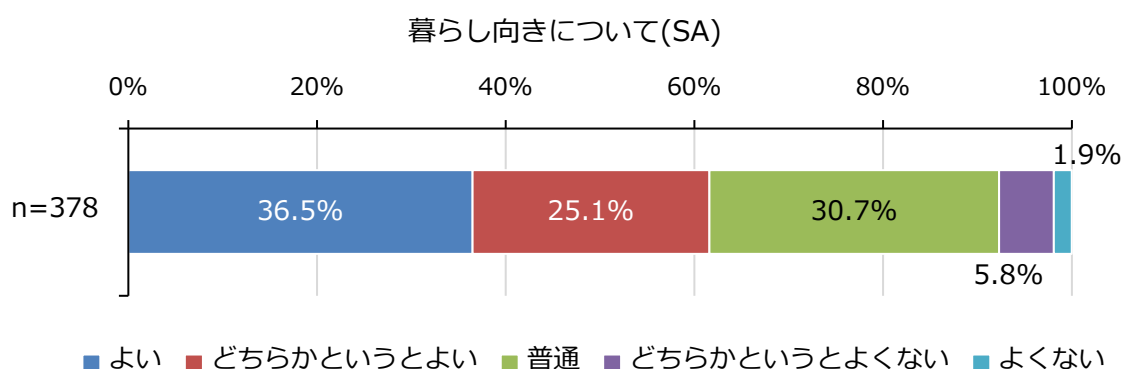


■ 中学生(n=520)
■ 高校生(n=54)

④ 南アルプス市に住む 18 歳～39 歳向け調査結果

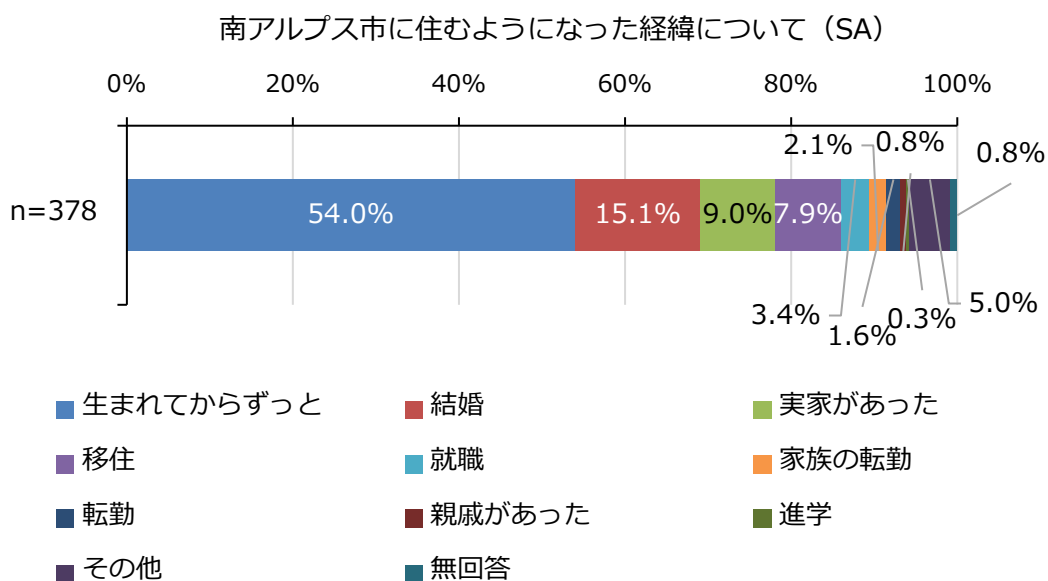
1) 暮らし向きについて

「よい」「どちらかというといよい」の合計は 6 割以上、「普通」を含めると 9 割以上となっています。また、「よくない」「どちらかというといよくない」と回答した割合は極めて少なく、本市に住む 18 歳～39 歳の若者の暮らし向きは悪くないことがわかります。



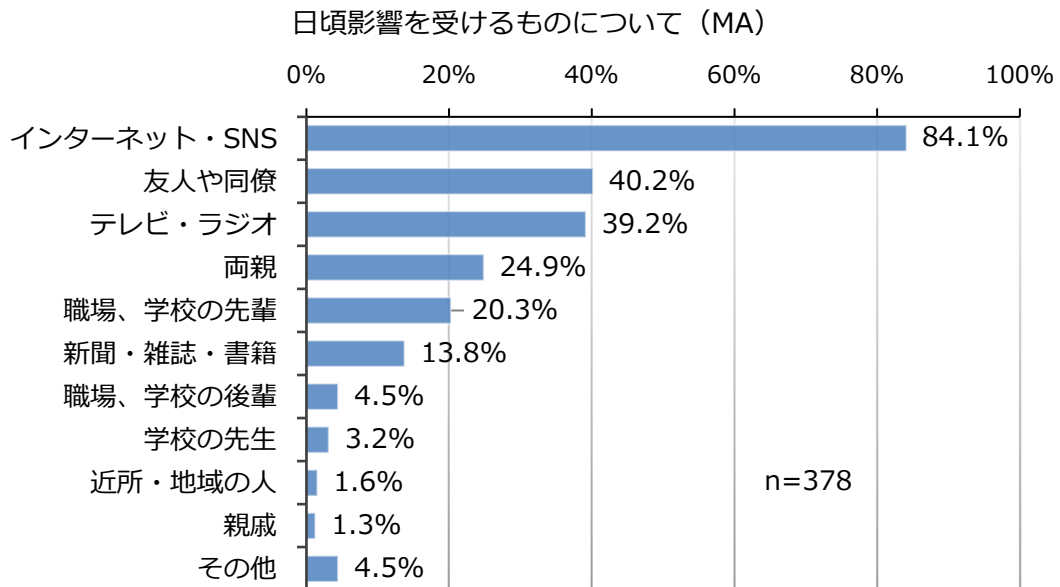
2) 南アルプス市に住むようになった経緯について

「生まれてからずっと」と回答した割合が 54.0%で最も高く、次いで「結婚」が 15.1%、「実家があった」が 9.0%、「移住」が 7.9%と続いています。



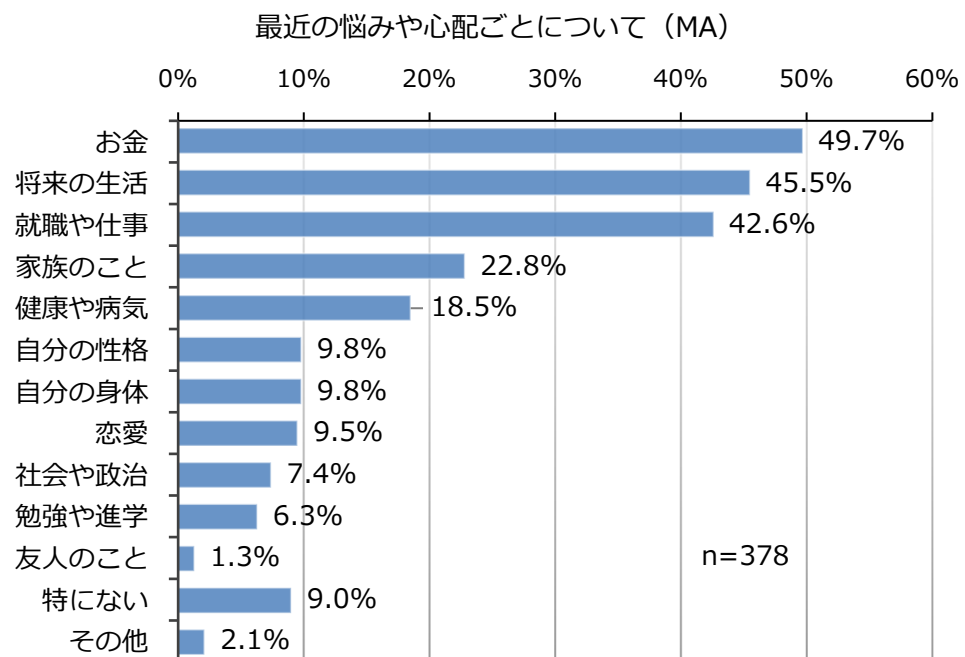
3) 日頃影響を受けるものについて

「インターネット・SNS」と回答した割合が 84.1%で突出して高くなっています。次いで「友人や同僚」が 40.2%、「テレビ・ラジオ」が 39.2%と続いています。



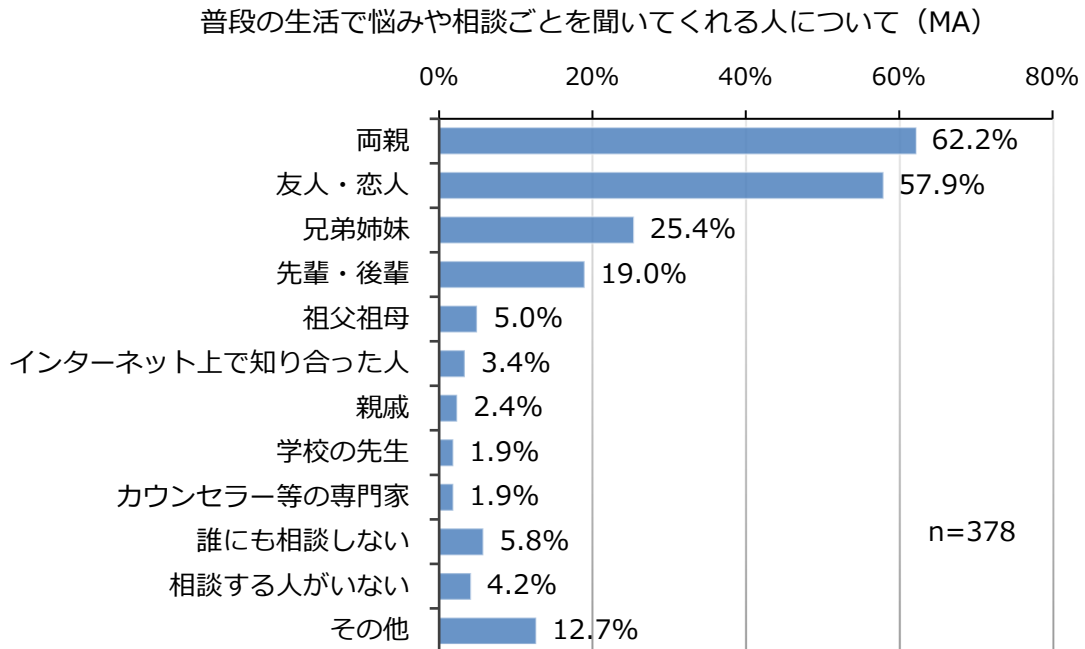
4) 最近の悩みや心配ごとについて

「お金」の 49.7%、「将来の生活」の 45.5%、「就職や仕事」の 42.6%の3つの回答が特に高くなっています。



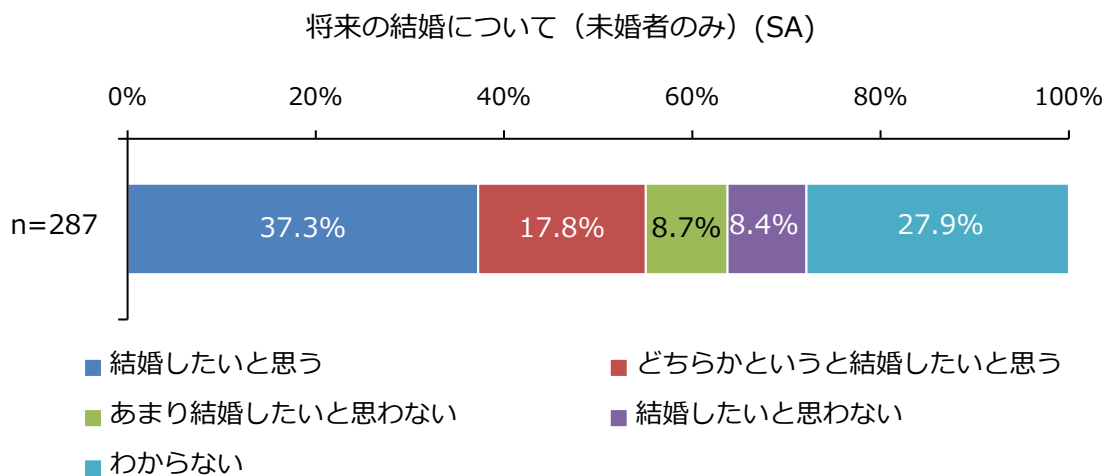
5) 普段の生活で悩みや相談ごとを聞いてくれる人について

「両親」と回答した割合が 62.2%、次いで「友人・恋人」が 57.9%となっており、この2つが特に高くなっています。



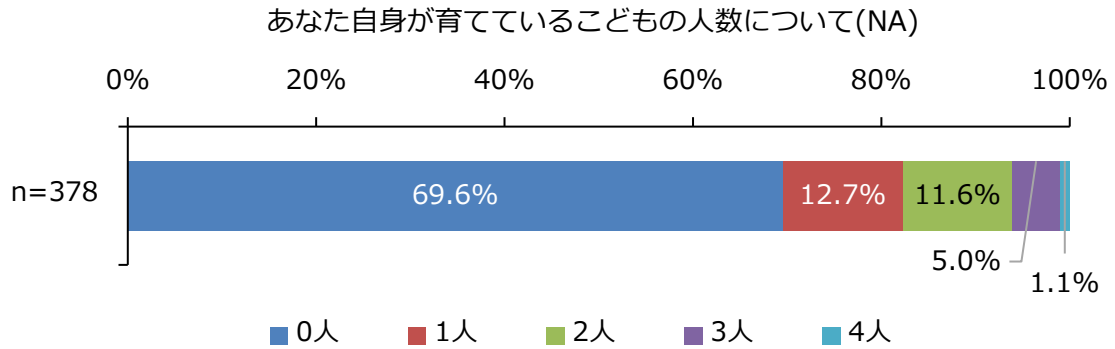
6) 将来の結婚について (未婚者の方のみ)

「結婚したいと思う」と回答した割合が 37.3%で最も多く、次いで「わからない」が 27.9%、「どちらかという結婚したいと思う」が 17.8%と続いています。



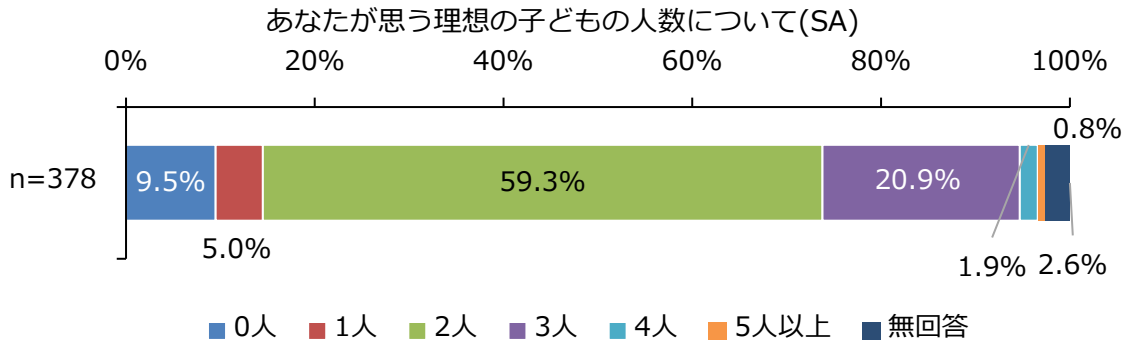
7) あなた自身が、現在育てているこどもの人数について

「0人」と回答した割合が69.6%で最も高く、次いで「1人」が12.7%と続いています。



8) あなたが思う理想の子どもの人数について

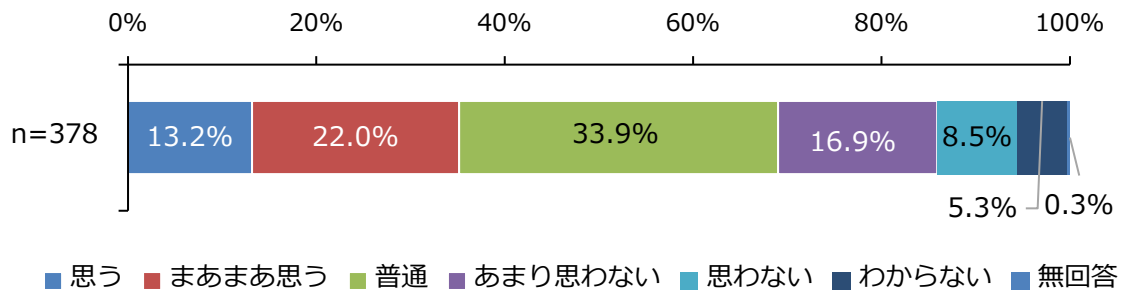
「2人」と回答した割合が59.3%で最も高く、次いで「3人」が20.9%と続いています。



9) あなたは社会から支えられていると感じているかについて

「普通」と回答した割合が 33.9%で最も高く、次いで「まあまあ思う」が 22.0%と続いています。一方、「あまり思わない」「思わない」と回答した割合は合わせて 25.4%と、一定数いることがわかります。

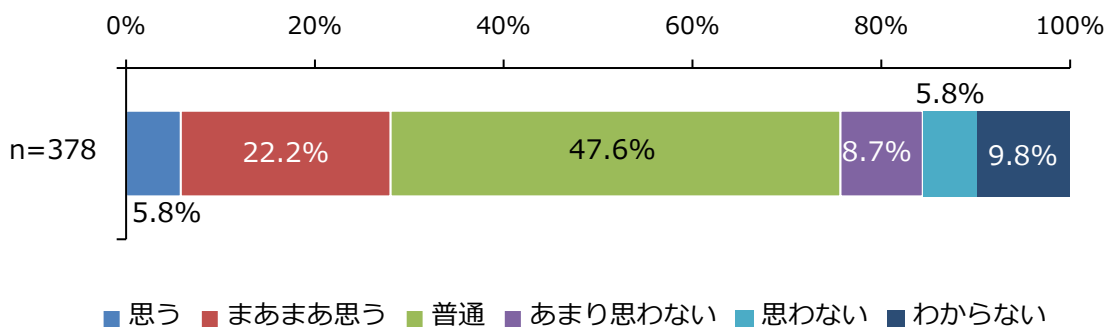
あなたは社会から支えられていると感じているかについて (SA)



10) あなたがやりたい環境が南アルプス市に整っているかについて

「普通」と回答した割合が 47.6%で最も高く、次いで「まあまあ思う」が 22.2%と続いています。一方、「あまり思わない」「思わない」と回答した割合は合わせて 14.5%と、一定数いることがわかります。

あなたがやりたい環境が南アルプス市に整っているかについて (SA)



(3) 市内中学生との座談会の実施

市内中学校から活動報告を発表してもらうとともに、中学生のこどもたちから当市の将来に向けた意見や要望を伺いました。

① 実施期間

2024年10月22日～11月1日（2025年にも別途実施予定）

② 実施校

八田中学校、白根御勅使中学校、芦安中学校、白根巨摩中学校

③ 参加者

各学校の中学生 10名程度

④ 内容

中学校での活動内容発表

南アルプス市の将来について（自由意見、要望、ニーズなど）

(4) 座談会の主な内容

① 住みやすいまちづくり

●こどもから大人までが明るく住みやすい市にしたい。

●南アルプス市は治安がよいと思う。警察官の方々だけでなく、地域の大人も私たちを見守ってくれている、田舎なりのよさがある。しかし、最近では、地区に不審者が出たという連絡がたまに学校からあるため、田舎だから安心ということとはなくなっているかもしれない。地域の大人がお互いに支え合える南アルプス市であって欲しいと思う。

●私は南アルプス市が将来楽しいイベントがたくさんあるまちになったらいいと思う。自分が将来住むなら、明るい雰囲気活気のあることと、人と人との繋がりがあり、みんなが笑顔で暮らせることが大事だと思っている。

●私が考える将来住みたいと思う南アルプス市は、退屈しない南アルプス市である。

私は、中学生になってからバスケットボールのクラブチームに参加して、日々練習をしているが、練習しようと思うときに、家の近くにバスケットボールなどがある運動場がないせいで、なかなかシューティングの練習ができない。なので、バスケットボールに限らずに、テニスやサッカー、ホッケーなどのスポーツができる運動場を増やすことで、誰でも気軽に運動ができて、明るい南アルプス市にして欲しいと思う。

●今の状況でもかなり満足しているが、気軽に運動することができる施設や図書館など、みんながより楽しく生活できる施設がもっとあったら良いと思う。また、楡形地区の方に飲食店や商業施設が集まっている印象があるので、白根や八田の方にも、そういった施設がもっと増えていくと、生活がしやすい環境になると思う。

② 教育

●少子化が進んでいて、生徒が少なくなっている。小中学校で生徒が同じだと変化もなく、人数が少ないためできない部活もある。他の中学校と一緒に新しい人間関係を築きたいし、部活も大勢でできればありがたい。

●私は南アルプス市が将来、学校が行きやすい環境になって欲しいと思う。もし自分にこどもができたなら、今の南アルプス市の学校には行かせることが怖いと思っているからである。私が小学校5年生の頃、南アルプス市に引っ越してきて初めて通った

学校は、雰囲気が悪くなく、クラス内でいじめもあった。そして、私自身もいじめを受け、不登校になってしまった。その後、他の小学校へ転校し、現在は中学校で楽しい生活を送ることができている。私は転校するまでの約3ヶ月間、学校へ行けなくなり、その期間に教わるはずだった勉強内容は、ぽっかり穴が開いたように、その部分だけわからなくなっていた。しかし、いじめをした当事者たちは普通に勉強し、給食を食べ、友達と遊び、平然と小学生としての当たり前の生活をしていた。なぜいじめられた側が学校に行けなくなり、当事者たちは学校へ行けているのだろうか。私はその時に強く疑問を抱いた。

この夏、南アルプス市が行っている、アイオア州の姉妹都市交流に参加させていただいた。その時に友達になったホストフレンドにこのことを話したら、その子が言うには、私の学校では、助けが必要なときに、簡単にサポートを受けられるようになっている。そして、もし助けを求めたら、いじめをしている人は罰を受けることになる。と答えてくれた。アメリカの学校では、いじめがあった場合、いじめた側が学校に行けなくなったり、別の部屋で勉強したりするそうだ。いじめられた側が学校へ来なくなる日本とは真逆のことが起きている。南アルプス市もこのような対処をとり、いじめられた側のサポートをしっかりと欲している。

●南アルプス市は、自然豊かで、心落ち着く、すばらしいまちであると思う。そんな南アルプス市をさらに活発なまちにするために、活気溢れる学校づくりが必要で、そのためにまず力を入れるのは、部活動だと思う。例えば、私はテニス部に所属しているが、テニスの県の大会はすべて小瀬スポーツ公園のオムニコートで行っている。しかし、そのコートは何十年も前から、クレートコートのままです。本番と同じような環境に身を置くことが、生徒のやる気の向上にも繋がると思う。だからこそ、テニスに限らず、スポーツに励むことのできる設備を整えることが、活気溢れる学校づくりに必要だと思う。

③雇用、少子化・人口減少対策

●社会人としていいスタートが切れるよう、就職等の支援をしてくれるとありがたい。

●働ける場所を増やして欲しい。将来何になるかを考えながら、どこの高校に行くか、もしくは大学に行くかなどを考えているが、やりたいことができる場所がなければ、きっと南アルプス市を離れていってしまうのではないかと考えた。働ける場所が増えれば、人は増えてくるのではないかと思う。

●私の兄は今年、バイオテクノロジーの研究がしたくて、県外の大学に進学した。兄は、大学で学んだことが活かせる就職場所があるなら、南アルプス市に戻りたいと言っていた。県外に出た人がリターン就職できるように、農業や科学など専門的知識を生かせ、様々な分野の人が就職できる市になって欲しい。

●南アルプス市だけではなく、日本全体のことだと思うが、少子化を食い止めないと、将来日本の伝統が途絶え、人材がいなくなってしまうと思う。そのためにも、若者が子育てしやすい環境を作ってもらえるといいと思う。具体的には、子育てをする若者世代の働く場所を用意することや、経済的な支援をすること、安心して子供を任せられる保育園や小学校、中学校を充実させることだと思う。

④子育て支援

●子育て世代になったときに、ショッピングモールの近くに公園があると、子どもたちが遊ぶところが増えて活気が増えると思う。また、整備があまりされていない公園には子どもが来ていない。公園を整備してもらえると、安全面の意味でも子どもが遊びに行けると思う。

●大型アスレチックパークが欲しい。御勅使南公園が近くにあるが、遊具を使えるのが12歳までで、中学生以上も遊べるような施設だと、県内では愛宕山や富士河口湖町になってしまう。南アルプス市にも、私たちの年代でも遊べるようなアスレチックパークが欲しい。

●子育てに関しては、1度使われた子育て用品を綺麗にしてから新しい人へ無償で渡すということをして欲しい。再利用することで、ゴミの軽減ができ、新しく使う人にとっても経済的メリットが大きいと感じている。

⑤経済的な支援

●1人暮らしをするときに生活しやすい支援があると住みやすくなると思う。お金の支給や紹介を受ける場所を作ってもらいたい。

- 奨学金等の返済が大変だと聞くので、その辺りの支援をしてくれるとありがたい。
- 塾に通う費用や習い事の費用を補助してもらいたい。

⑥その他

●南アルプス市に新しいシンボルが欲しい。全国的に有名なものが南アルプス市のシンボルになると、南アルプス市について自慢できることが多くなると思う。

- 山梨県は東京の隣なので、東京に勝てるような何かが欲しい。
- 山梨県も一緒に、他の県の有名なものとコラボして一緒にアピールすれば、山梨県もよくなるし、その他の県の方にも関われば、すごくいいと思う。
- 見た目だけで判断したり、男女差別が問題になったりしているので、そのような差別がなくなったら、南アルプス市はもっと暮らしやすくなると思う。

3 主要なニーズの整理と課題解決の方向性

これまでの取組と令和6年度に行ったアンケートの調査結果および座談会の結果等に基づき、以下のとおり課題を整理するとともに、本計画における課題解決の方向性を示していきます。

課題① こどもや若者が住みたいと感じるまちづくりの実現

- 小学生、中学生、高校生の保護者において、本市は住みやすいと回答した割合は約6割、これからも住み続けたいと回答した割合は約7割となっています。一方で、小学生、中学生、高校生は年齢を重ねるにつれて「住みやすい」「住み続けたい」の回答が減り、「普通」の回答が増えています。

課題解決の方向性

保護者だけでなく、こどもや若者が本市に住み続けるためには、本市を「住みやすい」「住み続けたい」と感じるための施策やまちづくりが重要になってきます。

関係する主な基本施策

① 青少年健全育成の推進

② 交流と定住促進

② こども家庭相談体制の充実

課題② こどもや若者が抱える悩みや心配事の解決のために必要なサポートの提供

- 年齢を重ねるにつれて、勉強や進学、就職や仕事の悩みや心配事がある人が増えていきます。これは 18～39 歳の若者に対しても同様であり、お金や将来の生活、就職や仕事で悩んでいる方が多くいることがわかります。
- 小学生、中学生、高校生の保護者向けアンケート調査において、回答者のほとんどが子育てについて相談できる人や場所が「ある」と回答していますが、相談先が「ない」と回答している割合も前回調査から増加しています。

課題解決の方向性

貧困をはじめとしたお金の問題や、様々な悩みが原因で、こどもや若者が自分らしく成長できず、幸せになれないことがないように、悩みを抱えても解消できるための支援や環境を整備していく必要があります。また、整備するだけでなく、支援を必要としている方に十分なサポートができるよう、相談窓口の周知や必要なサポートの充実と提供がこれからも重要となってきます。

関係する主な基本施策

① 青少年健全育成の推進

① 福祉総合相談体制の充実

② こども家庭相談体制の充実

課題③ 子どもを産みたいと感じるとともに、理想のこどもの数を育てられる環境の

整備

- 18歳～39歳の約半数は、将来の結婚に前向きであることに加え、理想のこどもの数は「2人」が約6割を占めている一方で、現状育てているこどもの数は「0～1人」が多くなっています。
- 一般的に、理想の数の子どもを実際に持たない理由の1つとして、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という経済的理由があるといわれています。

課題解決の方向性

本市においても、子どもや若者の最近の悩みや心配事について、「お金」や「将来の生活」の回答が特に高くなっていることから、子どもや若者が感じている経済的な負担の軽減を図ることで、子どもや若者が悩みや心配ごとを解消するとともに、本市で子どもを産みたいと感じ、理想のこどもの数を育てられるような環境を整備していくことが重要となってきます。

関係する主な基本施策

② 子育て支援の充実

① 福祉総合相談体制の充実

② 子ども家庭相談体制の充実

課題④ 出産や子育てを経ても働き続ける女性の増加への対応および多様な保育・教育

サービスニーズへの対応

- 「フルタイム」勤務の親が増加しているだけでなく、「以前は就労していた」親の回答数も前回調査から減少しています。
- 本市における女性労働力率がほとんどの年代において国や県の数値よりも高くなっていることや、母親の育児休業取得状況において前回調査よりも「取得した」が高くなっていることから、出産や子育てを経ても働き続ける女性が多いことが推察されます。
- 働き続ける女性の増加に伴い、前回のアンケート調査よりも「日中の定期的な保育・教育を利用している」と回答している割合が増えていることから、保育所のニーズが高まっていることがわかります。

課題解決の方向性

小学生低学年になったときは放課後児童クラブ（学童保育）を利用したいと回答した割合が高いことから、多様な保育・教育サービスが利用できるよう受け皿を確保していく必要があるとともに、こどもの支援の充実や小学校教育との連携強化など、保育・教育サービスの質の向上が求められています。

関係する主な基本施策

① 保育環境の充実

② 子育て支援の充実

③ 母子保健の充実

課題⑤ 地域全体で子どもや若者を支えるための途切れのない支援の提供

- 小学生、中学生、高校生の保護者向けアンケート調査では、地域や近所の方からの子育て支援やサポートがあるかについて、特に中学生・高校生の保護者の方が、あまり感じなくなっています。
- 若者向けアンケート調査からも、社会から支えられていると感じないと回答した割合は一定数いることがわかります。

課題解決の方向性

子どもや若者が安心して子育てや生活をするためには、様々な分野の関係機関や地域による途切れのない支援の提供により、社会や地域から支えられていると感じることができるまちづくりを行うことが重要になってきます。

関係する主な基本施策

② 交流と定住促進

② 子育て支援の充実

① 福祉総合相談体制の充実

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子ども・子育て支援法の基本理念や本市第3次総合計画、さらにはニーズ調査等の分析を踏まえ、次のとおり基本理念を設定します。

「こどもまんなか、夢や希望が描けるまち」の実現

2 計画の基本的視点

本市では、こども大綱で掲げられた「こどもまんなか社会の実現」を目指すとともに、計画の基本理念である「こどもまんなか、夢や希望が描けるまち」を実現するため、次の視点をもって計画を実施します。

(1) こどもの視点

こどもや若者の意見を尊重し、みんなが自分らしく成長できるようライフステージに応じて途切れなく必要な支援を提供します。

(2) 保護者の視点

子育て世帯が安心してゆったりと子育てができ、だれもが子育てがしやすく、新たにこどもを授かりたいと思えるよう支援を行います。

(3) 地域社会の視点

すべてのこどもや若者、子育て当事者みんなが自分らしく暮らすことができるよう、行政のみならず、地域や社会が一体となった支援を推進します。

3 基本目標

本市の基本理念の実現に向けて、各種子育て支援施策を推進していくため、以下のとおり3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 こどもや若者が自分らしく成長でき、本市に愛着を持って、将来に わたり住み続けたいと思えるようなまちづくりを推進します

基本施策① 青少年健全育成の推進

基本施策② 交流と定住促進

基本目標2 こどもと保護者が安心して幸せに過ごせるよう、ライフステージ ごとに必要な支援を推進します

基本施策① 保育環境の充実

基本施策② 子育て支援の充実

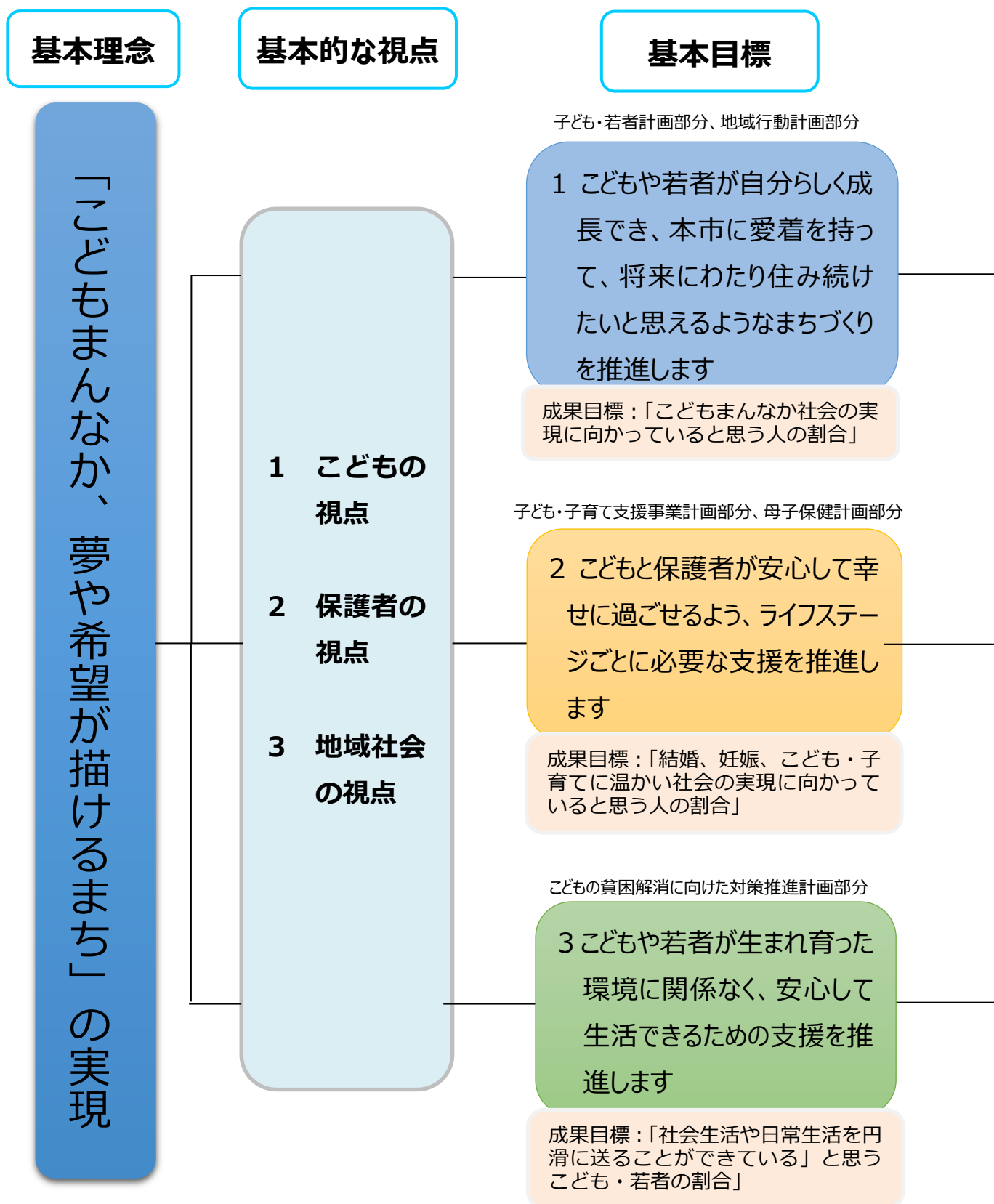
基本施策③ 母子保健の充実

基本目標3 こどもや若者が生まれ育った環境に関係なく、安心して生活でき るための支援を推進します

基本施策① 福祉総合相談体制の充実

基本施策② こども家庭相談体制の充実

4 体系図



基本施策

施策の内容

① 青少年健全育成の推進

こどもや若者への学校生活や学習の支援を行い、教育を充実します

② 交流と定住促進

自然や社会体験などを通して本市の魅力を伝えることで、本市に愛着を持って住み続けてもらえる地域を実現します

① 保育環境の充実

子育て世帯の様々な保育ニーズに対応した支援を充実します

② 子育て支援の充実

子どもが健やかに成長できるよう、子育てへの助言や指導、相談など行うとともに、困難を抱える世帯への適切な支援を行います

③ 母子保健の充実

妊産婦や乳幼児の健康の保持増進のための健診や助言・指導などを行うとともに、必要に応じて医療的な措置を行います

① 福祉総合相談体制の充実

DV 被害や生活困窮などの困難を解決するための支援を行います

② こども家庭相談体制の充実

子どもが健やかに成長できるよう、子育てや子どもに関する悩みが解決できるよう支援します

第4章 基本目標と基本施策の取組内容

(1) 基本目標1 こどもや若者が自分らしく成長でき、本市に愛着を持って、将来にわたり住み続けたいと思えるようなまちづくりを推進します

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として自分らしく社会生活を送るようになりますが、その成長の過程において置かれた環境にも大きく影響されます。

制度ばかりでなく、地域や社会から支えられていると感じることができるまちだからこそ、こどもは安心して幸せに過ごすことができます。そのために、それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援を地域や社会全体で途切れることなく行います。また、こどもや若者がどのような環境を求めているのかを把握するために、こどもや若者の声を聞き、こどもの幸せを第一に考え、保育や学校教育の環境を見直すなど、施策に反映していきます。

さらに、こどもや若者が本市に愛着を持って、将来にわたり住み続けたいと思えるように、地域や社会が一体となって、こどもや若者が健やかに成長でき、活躍しやすい環境を作るための取組を推進していきます。

成果目標

指標名	現状 (国) (R5)	目標値 (市) (R11)	目標値 (国) (R11)
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	15.7%	50.0%	70.0%

① 基本施策 1 青少年健全育成の推進

成果指標

指標名	指標の説明	現況値		目標値
		値	年度	R11
「南アルプス市には、青少年が健やかに成長できる環境がある」と思う市民の評価	【Well-being 指標】 青少年健全育成の活動に対する市民の満足度を示す	3.1	R5	3.3
「私の暮らしている地域には、若者が活躍しやすい雰囲気がある」と思う市民の評価	【Well-being 指標】 若者の活躍しやすい雰囲気の醸成を示す	2.7	R5	2.9
家庭や地域において、健全育成のための青少年教育が行なわれていると感じる市民の割合	青少年健全育成に対する市民の評価を示す	34.1%	R5	39.1%

達成するための具体的な事業（施策の方向性の中身）

事業・施策名	内容	担当部局
教育支援センター運営管理事業	南アルプス市教育支援センター南Wing及び北Wingの運営をはじめ、不登校等の児童生徒の指導上の諸問題の解決及び未然防止を図る事業です。	学校教育課
南アルプス市学校応援団育成事業	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、学校教育活動の充実、教員がこどもと向き合う時間の増加、住民等地域人材の活用及び地域の教育力の活性化を図る事業です。	学校教育課
児童館活動事業	市内 6ヶ所の児童館でこどもに遊びを提供し、児童の健全育成を図る事業です。	市立児童館

事業・施策名	内容	担当部局
教育相談事業	新1年生の就学相談や学校生活、友人関係等の悩みを持つ児童生徒や保護者への教育相談、不登校児童生徒と小中学校のつなぎの役割などを担うための専門的な助言ができる臨床心理士や教育相談員を配置し学校生活・学習を支援する事業です。	学校教育課
南アルプス市奨学金貸与事業	市内に居住する者の被扶養者で、向学の意欲があるが経済的理由で就学が困難な者を対象とし、大学生等に月額2万5千円、高校生に月額1万円を貸与する事業です。	教育総務課
こどもの読書活動推進事業	市内の各図書館において、こどもの発達段階に応じたお話し会等を開催し、こどもの健やかな育成を支援する事業です。	市立図書館
小中学校における小笠原流礼法推進事業	「小笠原流礼法」の心構えや体験等を活かして、相手を思いやる心や気持ちを育てる教育を推進します。道徳教育を中心に、学校教育全般にわたり、多くの場面でその教えを活かしながら人間形成や望ましい集団形成の推進を図る事業です。	学校教育課
食生活改善推進員会による食育推進事業	こどもの健やかな育ちを支援して生涯にわたって健康で過ごすための基礎づくりとなる食育を推進するため、保育所訪問により開催している食育教室や小学生親子を対象とした料理教室等を実施する事業です。	健康増進課
小中一貫教育の推進	「小中学校で9年間を見通した、目指す児童生徒像を具体的に設定、共有すること」と、「系統性を重視した教育課程の編成を行うこと」の2点により、小学校と中学校との縦のつながりと、学校と家庭と地域社会間の横のつながりを強化充実することで、本市の教育目標である「南アルプス市の未来を創る人づくり」の実現に向けて取り組みます。	学校教育課
小林愛則育英奨学会支援事業	市内の中学校を優秀な成績で卒業し、高等学校へ通学する高校生に対し、出身中学校長の推薦により毎年10万円の給付を行う事業です。	教育総務課

事業・施策名	内容	担当部局
芦安活性化対策育英奨学金貸付事業	芦安地区に在住する高校生を対象として、月1万円の奨学金を貸与する事業です。	教育総務課
スクールガードリーダー事業	学校や通学路における事故・事件をなくし、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら学校の安全管理に関する取組を行う事業です。	学校教育課
学校給食費無償化事業	市立小中学校に通う児童生徒の学校給食費を無償化し、子育て世帯を経済的に支援して、児童生徒の健やかな成長を支援する事業です。	市立学校給食センター
学校給食費等補助金交付事業	市立小中学校以外の義務教育諸学校に在学している児童生徒の保護者や、市立小中学校に在学しているが、食物アレルギー等やむを得ない事情により弁当を持参する児童生徒の保護者に対して、補助金を交付する事業です。	市立学校給食センター

② 基本施策2 交流と定住促進

成果指標

指標名	指標の説明	現況値		目標値
		値	年度	R11
「私は、南アルプス市に対して愛着を持っている」と思う市民の評価	【Well-being 指標】 地域の魅力に対する市民の満足度を示す	3.8	R5	4.0
南アルプス市は、住みやすい地域だと感じる市民の割合	市民にとって住みやすい地域であるか市民の評価を示す	65.9%	R5	70.0%
南アルプス市に住み続けたいと思う市民の割合	住み続けたい市であるか市民の評価を示す	69.8%	R5	70.0%

達成するための具体的な事業（施策の方向性の中身）

事業・施策名	内容	担当部局
ジュニアリーダー養成事業	市内の中高校生が、地域や学区を超えた仲間と自立・協働・奉仕等の団体活動を通して体験的に学習することで、地域のリーダーとして活躍できるこどもを育成する事業です。	生涯学習課
青少年育成コーディネーター設置事業	地域が一体となってこどもを育てるという観点から、青少年育成南アルプス市民会議の活動として、青少年育成コーディネーターを設置することで、地域の繋がりや絆を強化し、青少年の健全育成を図る事業です。	生涯学習課
南アルプス自然体験推進事業	南アルプスの大自然を舞台にした各種自然体験活動を実施し、豊かな感性を醸成すると共に南アルプスの自然の素晴らしさを知ることにより、ふるさとを愛する心を育てる事業です。	学校教育課

事業・施策名	内容	担当部局
結婚相談事業	少子化対策の一環として結婚を希望する者に対し、結婚に関する情報提供及び相談事業を行う事業です。	市民活動支援課
芦安地区結婚関連支援事業	芦安地区の人口の減少に歯止めをかけ、住民の増加と定住化を図るため、一定の条件を満たした夫婦に結婚祝い金を支給する事業です。	芦安窓口サービスセンター
青少年育成推進会議運営事業	青少年の健全育成を図るため、青少年を取り巻く環境の実態を調査し、地域の実情に合わせた取組や市全体で行う方策について検討する事業です。	生涯学習課
キッズタウン南アルプス支援事業	商工会青年部が主体となり企業や関係機関の協力のもと、小学生の職業体験を通して将来の夢や希望を抱かせ、地域社会で自立していく力を培う「体験的なキャリア教育の推進」を支援する事業です。	生涯学習課

(2) 基本目標2 こどもと保護者が安心して幸せに過ごせるよう、ライフステージごとに必要な支援を推進します

「子育て」とは、乳幼児期だけのものではなく、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経ておとなになるまで続きます。また、それぞれのライフステージに必要な支援が違うことから、こどもや子育て当事者が幸せに過ごすことができるよう、地域や社会全体で多種多様な支援を整え、提供します。

子育て当事者が、こどもを産み、育てることを諦めることなく、不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりしたときに、身近な場所でサポートを受けられるような体制づくりを目指します。また、どのような状況でも、こどもが健やかに育つという安心感を持つことができ、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにするとともに、こどもを育てながらも、自身の夢を追いかけられるよう、地域や社会全体と協力して、途切れなく支援を行います。

成果目標

指標名	現状 (国) (R5)	目標値 (市) (R11)	目標値 (国) (R11)
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	27.8%	50.0%	70.0%

② 基本施策 1 保育環境の充実

成果指標

指標名	指標の説明	現況値		目標値
		値	年度	R11
「南アルプス市では、安心して子どもを預けられる環境がある」と思う市民の評価	【Well-being 指標】 子育て支援の取組に対する市民の満足度を示す	3.5	R5	3.7
「南アルプス市は子育てしやすいまちだ」と感じる市民の割合	子育て施策に対する市民の評価を示す	52.7%	R5	55.0%
保育所などの保育環境に満足している保護者の割合	保育所などに対する保護者の評価を示す	98.6%	R5	98.6%
放課後児童クラブの保育環境に満足している保護者の割合	児童クラブに対する保護者の評価を示す	77.2%	R6	80.0%

達成するための具体的な事業（施策の方向性の中身）

事業・施策名	内容	担当部局
ファミリー・サポート・センター運営事業	育児の「支援を受けたい人」と「支援を提供したい人」を会員として、相互援助活動を行う事業です。保育所や習い事への送迎、ちょっとした用事の際にこどもを預かってもらうなど、地域の中で一緒に支え合って育児のサポートを行います。	子育て支援課
放課後児童クラブ事業	保護者の就労等により放課後に家庭での保育が受けられない小学校の児童を対象に、公共施設等で一定の時間預かり、子育て世帯の生活を支援するとともに、家庭の代わりに遊びや生活の場を与えることで、児童の健全な育成を援助します。	子育て支援課

事業・施策名	内容	担当部局
放課後児童クラブ整備事業	市内に 16 箇所ある放課後児童クラブについて、老朽化度、狭隘度、小学校からの距離などを総合的に勘案し、優先順位を設定して計画的に改修・増築・統合等の整備を行います。	子育て支援課
一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった市内在住の乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	子育て支援課
一時預かり事業（幼稚園型）	市内に在住する児童が市内及び市外の幼稚園で、標準教育時間以外に利用する場合において、幼稚園が実施する延長保育分に対して助成する事業です。	子育て支援課
病後児保育事業	小学校 6 年生以下で、市内に在住する児童や市外から市内の保育所・幼稚園・小学校等に通っている児童のうち、病気などの回復期で集団生活が困難なとき、専用の保育室で一時的に預かる事業です。	子育て支援課
病児保育事業	病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。	子育て支援課
延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育所等で引き続き保育を実施する事業です。	子育て支援課
1 歳児特別保育事業	通常 1 歳児の保育は、6 人に対して保育士 1 人を配置していますが、質の高い保育を行うため 1 歳児 4.5 人に対して保育士 1 人を配置する民間保育所等に、その加配分にかかる費用に対して助成します。	子育て支援課
放課後こども教室推進事業	市内の児童館において、外部講師の協力を得てこどもたちに工作やスポーツ等の教室を開催し、安全安心なこどもの活動拠点を提供するとともに、人材育成と交流を図ることを推進する事業です。	市立児童館

③ 基本施策2 子育て支援の充実

成果指標

指標名	指標の説明	現況値		目標値
		値	年度	R11
「南アルプス市では、子育て支援・補助が手厚い」と思う市民の評価	【Well-being 指標】 子育て支援の取組に対する市民の満足度を示す	3.6	R5	3.7
南アルプス市は子育てしやすいまちだと感じる市民の割合【再掲】	子育て施策に対する市民の評価を示す	52.7%	R5	55.0%
子育てについて気軽に相談できる相手や場所があると感じる市民の割合	子育て世帯の安心感を示す	65.9%	R5	69.0%

達成するための具体的な事業（施策の方向性の中身）

事業・施策名	内容	担当部局
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4ヶ月までの乳児がいる家庭を訪問し、乳児と母親の心身の状況や育児環境を把握して、子育てに関する助言や指導、情報提供を行う事業です。	こども家庭センター
子育て応援講座事業	乳幼児を養育する母親を対象にグループワーク形式の講座を開催して、参加者同士の交流を進めながら、子育てに対する悩みや不安を解消することにより、乳幼児の健やかな成長を支援する事業です。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に立ち寄り、遊びや交流ができ、気軽に相談できる機能を、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で提供することにより、親の孤独感や負担感の解消を支援する事業です。	子育て支援課

事業・施策名	内容	担当部局
ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけとなるように、4か月健診時に絵本をプレゼントする事業です。	市立図書館
セカンドブック事業	ブックスタートの継続事業として位置づけ、学童期の読書活動へとスムーズにつなげるための支援として、小学1年生に本をプレゼントする事業です。	市立図書館
サードブック事業	市立図書館司書と学校司書が選書したおすすめの本のリストを、市立図書館ホームページなどに掲載し、小学校4・5・6年生と中学生に本を紹介する事業です。	市立図書館
こども用品貸出事業	子育て世帯の経済負担を軽減するため、1歳未満児を対象に、ベビーベッド及びチャイルドシートを無償貸与する事業です。	子育て支援課
不妊治療費助成事業	不妊治療を行っている夫婦に対し、その治療に要する費用の一部を助成する事業です。	こども家庭センター
乳児用おむつ用品支給事業	乳児期の子育てに係る経済的負担を軽減しこどもの健やかな成長の促進を図るため、乳児（1歳未満）の成育に必要なおむつ等の購入費の一部を助成する事業です。	こども家庭センター
南アルプス市がんばる子育て応援利子補給金交付事業	市内金融機関の教育ローンの融資を受けた3人以上のこどもを有する多子世帯を対象に、安心して子育てができる環境を整備することを目的に利子補給金を交付する事業です。	ふるさと振興課
南アルプス市がんばる子育て応援定住補助金交付事業	南アルプス市がんばる子育て応援利子補給金交付事業の交付決定を受けた者のこどもの市内定住を促進するため補助金を交付する事業です。	ふるさと振興課
地方就職支援金交付事業	東京圏内の大学を卒業した学生の本市への移住を伴う県内就職を支援するため、山梨県内の企業の採用活動（選考面接）に参加するための交通費を支給する事業です。	ふるさと振興課

事業・施策名	内容	担当部局
保育園・幼稚園等の利用者負担額の軽減措置	認可保育・教育施設に通う市内在住の全児童を対象に保育料を無償とし、子育て世帯の経済的負担を軽減して、児童の健全な育成を支援する事業です。	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度に移行していない幼稚園の利用者が支払うべき給食費のうち、副食費相当分を給付する事業です。	子育て支援課
南プスセーフティネット協働事業	平常時から災害時の自助・共助の連携を体験学習して防災力を高め、“親が子を守る”ことを支援する事業です。	防災危機管理課
子育て支援ネットワーク構築事業	市内の子育て支援団体・NPO法人・子育てサークル・企業等によるネットワークを構築し、市内の子育て支援活動を推進することにより、地域における子育て支援の拡大を図る事業です。	子育て支援課
地域子育て支援力拡大事業	イベントの開催、子育てハンドブックの作成等を通して、地域の子育て支援力を拡大し、機運の醸成を図る事業です。市内の子育て団体等による子育て支援の取組を周知し、地域に浸透させることで、地域の子育てに対するつながりや連携を促進します。	子育て支援課
児童手当給付事業	18歳に達した以後、最初の3月31日までの児童がいる家庭に対して、手当を支給する事業です。	子育て支援課
子ども医療費助成事業	18歳に達した以後、最初の3月31日までの子どもを対象に、医療費の一部を助成することで、子育て世帯の経済的負担の軽減と、疾病の早期治療を促進する事業です。	子育て支援課

④ 基本施策3 母子保健の充実

成果指標

指標名	指標の説明	現況値		目標値
		値	年度	R11
「南アルプス市には、安心して妊娠・出産・育児ができる環境がある」と思う市民の評価	【Well-being 指標】 子育て支援の取組に対する市民の満足度を示す	3.3	R5	3.4
子育ては楽しいと感じる親の割合	子育てを肯定的に捉える保護者の割合を示す	88.8%	R5	90.0%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると感じる保護者の割合	子育て支援策などの地方公共団体の取組を反映する指標	79.7%	R5	82.0%

達成するための具体的な事業（施策の方向性の中身）

事業・施策名	内容	担当部局
乳幼児健診事業	乳児期・幼児期の発育・発達の確認、疾病の予防及び早期発見に努め、保護者等の心身の状況や育児環境を把握して、子育てに関する助言や指導、情報提供を行う事業です。 ・乳児期 4か月児、10か月児 ・幼児期 1歳6か月児、2歳児、3歳児	こども家庭センター
母子健康手帳交付事業	母子健康手帳の交付を行い、妊娠・出産・育児に関する母子への継続支援を行う事業です。	こども家庭センター
母子健康教育事業	妊婦及び乳幼児とその保護者を対象に、健康の保持増進及び育児に関する情報提供など集団的に健康教育を行う事業です。 ・マタニティスクール ・離乳食教室 ・乳幼児事故予防教室 ・むし歯予防啓発事業等	こども家庭センター

事業・施策名	内容	担当部局
妊産婦・乳幼児健康診査助成事業	<p>妊婦・乳幼児が適切な医療や保健指導が受けられるように支援する事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦一般健康診査（基本健診、追加検査） ・乳児一般健康診査・乳幼児精密健康診査 ・産婦健康診査 ・新生児聴覚検査 	こども家庭センター
予防接種事業	<p>予防接種法に基づき、乳幼児及び児童等に対して、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行う事業です。</p> <p>[乳幼児個別予防接種]</p> <p>①ロタウイルス感染症 ②B型肝炎 ③Hib感染症 ④小児の肺炎球菌感染症 ⑤五種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ感染症） ⑥結核（BCG） ⑦水痘 ⑧麻しん・風しん混合第1期、第2期 ⑨日本脳炎第1期</p> <p>[児童個別予防接種]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二種混合第2期（ジフテリア、破傷風） ・日本脳炎第2期 <p>[生徒個別予防接種]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん予防 	健康増進課
未熟児養育医療給付事業	<p>生後、速やかに適切な処置を施すことが必要な未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成を図る事業です。</p>	こども家庭センター
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	<p>小児慢性特定疾病受給者証を取得している児童に対し、日常生活用具の購入に要する費用の一部を助成する事業です。</p>	こども家庭センター
愛育班育成支援事業	<p>地域の母子をはじめとする住民に声かけしながら、健康支援を行っている愛育班組織を支援する事業です。</p>	こども家庭センター
子育てガイドブック作成事業	<p>子育て支援ネットワークの構成メンバーを中心に、ママ目線の使いやすくなりやすい子育てのガイドブックを作成する事業です。</p>	子育て支援課
小児救急医療推進委員会(小児救急医療)参画事業	<p>山梨県小児救急医療事業推進委員会に参画することで、こどもの誰もが休日・夜間の救急医療が受けられる体制を整備する事業です。</p>	健康増進課

事業・施策名	内容	担当部局
産後ケア事業	<p>医療的な処置を必要としない産後 1 歳までのお母さんとその赤ちゃんを対象に、母体のケアや育児に関する相談や沐浴・授乳の指導に助産師が応じるとともに、お母さん同士の交流を図りながら、自宅に帰ってからも育児が安心してできるよう支援をしていく事業です。</p>	<p>こども家庭センター</p>

(3) 基本目標3 こどもや若者が生まれ育った環境に関係なく、安心して生活できるための支援を推進します

生まれ育った家庭環境やさまざまな事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない状態のことをこどもの貧困といいます。こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどもやその家族の幸せな状態を損ね、自分らしく成長できなくなる要因につながり、こどものその後の人生にも影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るために、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で解決できる仕組みを構築していきます。

また、こどもの良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう、教育の支援や経済的支援を始めとしたさまざまな観点からの支援を行います。南アルプス市に住む全てのこどもたちが生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持って生活できるように、地域や関係機関・団体が相談しやすい環境を作る取組を推進していきます。

成果目標

指標名	現状 (国) (R5)	目標値 (市) (R11)	目標値 (国) (R11)
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	51.5%	60.0%	70.0%

① 基本施策 1 福祉総合相談体制の充実

成果指標

指標名	指標の説明	現況値		目標値
		値	年度	R11
「南アルプス市には、生活に困ったときに相談する行政の窓口がある」と思う市民の評価	【Well-being 指標】 相談支援に対する市民の満足度を示す	3.5	R5	3.7
生活保護率	市民のうち生活保護受給者の割合を示す	0.58%	R5	0.60%

達成するための具体的な事業（施策の方向性の中身）

事業・施策名	内容	担当部局
母子生活支援施設入所措置に関する事業	DV被害等で生活やこどもの養育が困難な母子を専門施設に入所させ保護するとともに、安心した生活と自立促進を支援する事業です。	こども家庭センター
こどもの学習・生活支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、要保護児童や厳しい家庭環境にあるこどもを個別に支援し、自己肯定感の獲得・回復、社会性や将来展望形成のための学習・体験・交流の場づくりを行う事業です。	福祉総合相談課
子ども若者ささえ愛基金事業	市民の方の寄附をもとに創設した基金を財源として、未来を担うこどもや若者の孤立を防ぐため、学習支援やこども食堂、多世代の交流などの地域の自主的な福祉活動に補助金を交付するとともに、「こども若者ささえ愛ネットワーク」構築のため、地域の活動団体や関係者に向けた研修会や情報交換会を行う事業です。	福祉総合相談課

事業・施策名	内容	担当部局
重層的支援体制整備事業	<p>高齢・障がい・子ども・生活困窮の分野を横断した国の一体的な交付金のもと、世代や属性を問わない「断らない相談」（包括的相談支援）と、社会とのつながりや居場所・役割の創出（参加支援）、そのための地域の様々な活動や人のコーディネートとプラットフォーム形成（地域づくり）を一体的に行うことにより、福祉総合相談体制と地域福祉の強化を図る事業です。</p> <p>利用者支援事業は包括的相談支援事業として、地域子育て支援拠点事業は地域づくり事業として、世代や属性を超えた幅広いニーズへの対応が可能となります。</p>	福祉総合相談課
重度心身障害者医療費助成事業	<p>重度の心身障害者に対して、保険診療分の医療費を助成する事業です。</p>	障がい福祉課
特別障害者手当等支給事業	<p>日常生活において常時特別な介護を要する在宅の最重度障害者に対して、手当を支給する事業です。</p>	障がい福祉課
心身障害児童福祉手当支給事業	<p>心身に障害のある児童を保護している者(特別児童扶養手当の受給対象者)に対して、手当を支給する事業です。</p>	障がい福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	<p>軽度・中等度の難聴児が補聴器を購入する際に助成する事業です。</p>	障がい福祉課
自立支援医療給付事業（育成医療）	<p>障害を持つ18歳未満の児童が機能障害を除去、または軽減させるために医療を受けた場合に、その医療費の一部を助成する事業です。</p>	障がい福祉課
コミュニティソーシャルワーカー配置事業	<p>子どもから高齢者までの身近な地域のワンストップ相談窓口として、制度の狭間や複合的な生活課題を抱える人や世帯を発見し、専門的な課題は関係機関につなぐとともに、地域や社会における居場所やつながりの獲得・回復のための支援のネットワークづくりを行う事業です。</p>	福祉総合相談課

事業・施策名	内容	担当部局
民生委員・児童委員活動事業	厚生労働大臣から委嘱され、住民の立場で、福祉に関する相談相手となるボランティアです。すべての民生委員は児童委員を兼ねており、こどもや子育て世帯の見守り、つなぎ役としての関係機関との連携、地域住民による助けあいなどを推進します。	福祉総合相談課
生活困窮者自立支援事業	仕事や住まい、心身の健康などに不安を抱え、経済的困窮したり社会的に孤立したりしている人や世帯に、相談支援や就労支援、居場所やつながり、自己肯定感を創出する支援など、自立に向けた支援を総合的に行う事業です。	福祉総合相談課
小中学校生理用品配置事業	市立小・中学校その他の公共施設の女子トイレに生理用ナプキンを配置し、思春期以降の女性の不安の軽減と生活の質の向上、社会・経済活動への積極的参加を促す環境づくりを図る事業です。	福祉総合相談課
地域自殺対策強化事業	こどもや若者から高齢者まで、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指し、相談窓口や早期発見・気づきに関する周知啓発、こころの健康に関する相談会の開催、こころの問題を抱える人に関わる支援関係者への研修などを行う事業です。	福祉総合相談課

② 基本施策2 こども家庭相談体制の充実

成果指標

指標名	指標の説明	現況値		目標値
		値	年度	R11
「南アルプス市には、子育てに困ったときに相談する行政の窓口がある」と思う市民の評価【再掲】	【Well-being 指標】 子育て支援に関する相談窓口についての認知度を示す	3.5	R5	3.7
子育てについて気軽に相談できる相手や場所があると感じる市民の割合【再掲】	子育て世帯の安心感を示す	65.9%	R5	69.0%
児童虐待に関する通告・相談件数	市民が相談しやすい体制の充実を示す	152 件	R5	158 件

達成するための具体的な事業（施策の方向性の中身）

事業・施策名	内容	担当部局
こども家庭センター運営	虐待予防や発達支援など、こどもに関する支援体制を推進するために、従来の母子保健を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「こども家庭総合支援拠点」を統合した機能とすることにより、妊娠期から子育て期まで途切れなく、こどもの状況・世帯の状況に応じた相談支援を行う事業です。	こども家庭センター
母子健康相談事業	母親と乳幼児の健康を保持増進するとともに、保護者の育児不安等の軽減を図るため、個別に相談を受けて助言及び支援を実施する事業です。	こども家庭センター
家庭児童相談室運営事業	18歳未満の児童やその保護者、家族及び関係者からの相談に家庭相談員が対応し、関係機関の紹介、訪問等を行う事業です。	こども家庭センター

事業・施策名	内容	担当部局
要保護児童対策事業	要保護児童の状況把握、情報収集、支援方針に対する協働などのために、必要な関係機関とのネットワークの構築を強化するために中核となり調整する事業です。	こども家庭センター
途切れのない支援事業（CLM 研修）	ライフステージを通じた途切れのない支援体制の整備や福祉・保育など現場で毎日関わる支援者の目利き・腕利きを高めるための研修を行うことにより、人材育成を推進する事業です。	こども家庭センター
途切れのない支援事業（保育所対応）	保育所に入所している児童の特性を見極め、情報を共有する中で、職員全員で対象児童の特性に適した対応に取り組む事業です。	こども家庭センター
障害児相談支援事業	障害児とその家族等からの相談に応じ、サービス等の情報提供や助言、利用者が安心して障害福祉サービスや障害児通所支援を受けることができるようにする事業です。	障がい福祉課
障害児通所等給付事業	心身に障害または発達遅れのある児童を対象に、通所又は訪問により療育・訓練等の支援を行うためのサービスを給付する事業です。	障がい福祉課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の親と児童の通院・入院に係る保険適用分の医療費を助成し、ひとり親家庭の精神的・経済的な負担を軽減する事業です。	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援給付事業	ひとり親家庭の母親・父親が就職に有利になる資格（看護師・介護福祉士等）の取得支援やハローワークと連携した就業斡旋など、ひとり親家庭の自立を支援する事業です。	子育て支援課
ひとり親家庭支援費給付事業	所得税非課税のひとり親家庭において、児童が小学校入学時及び中学校入学時に祝い金を支給する事業です。	子育て支援課
母子寡婦等福祉資金利子補給支援事業	母子福祉資金若しくは父子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けを受けたひとり親世帯に、その資金の返還にかかる利子分を補給する事業です。	子育て支援課

事業・施策名	内容	担当部局
児童扶養手当給付事業	母子家庭及び父子家庭等に対して、生活の安定と自立及び児童の心身の健やかな成長を支援するため、所得状況等に応じて手当を支給する事業です。	子育て支援課
利用者支援事業	子育て世帯や妊産婦が、教育・保育・医療等の関係機関を円滑に利用できるように、地域子育て支援拠点施設等の身近な場所で民間事業者が相談や情報提供を行い、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うことにより、子育て世帯の悩みや不安を解消する事業です。	子育て支援課
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育するが一時的に困難な場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等において保護を行う事業です。	こども家庭センター
養育支援訪問事業	養育に困難を抱える子育て世帯を対象に、保健師・助産師が居宅を訪問し、具体的な養育に関する支援や相談を実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の問題解決や改善を図る事業です。	こども家庭センター
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員が居宅を訪問し、家族が抱える悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。	こども家庭センター
親子関係形成支援事業(ペアレント・トレーニング)	保護者がこどもの発達障害の特性を理解し、具体的な対応方法を知り、保護者同士で共有し学び合うための事業です。	こども家庭センター

事業・施策名	内容	担当部局
乳幼児発達支援事業	<p>心身の発達のアンバランスや疾患等により将来において心や運動の発達面で障害をきたす可能性のある乳幼児の早期発見及び支援を行う事業です。</p> <p>具体的には、下記などを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すこやか発達相談(個別相談) ・はぐくみ教室 (集団支援) 	こども家庭センター

第5章 教育・保育の量の見込みの算出

1 保育の必要性の認定について

1) 認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、2号及び3号認定については保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	利用施設
1号	満3歳以上で保育の必要性がない就学前の子ども	・認定こども園 ・幼稚園
2号	満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	・認定こども園 ・保育所
3号	満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども	・認定こども園 ・保育所 ・特定地域型保育事業

2) 認定基準

保育の必要性の認定（2号・3号）に当たっては、以下の3点について基準を設定します。

観点	内容
事由	<p>①就労</p> <p>フルタイムのほか、パートタイム、夜間就労、自営業、在宅勤務など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）</p> <p>また、育児休暇取得中に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要である場合</p> <p>②就労以外</p> <p>保護者の疾病・障害、妊娠・出産、親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学などに加え、本市が保育を必要と認める事由</p>
区分	<p>①保育標準時間（11時間保育）</p> <p>月単位の就労時間が120時間以上</p> <p>②保育短時間（8時間保育）</p> <p>月単位の就労時間が48時間以上120時間未満</p> <p>※就労以外の事由の場合は、その内容に応じて区分を決定</p>
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースのこども等

2 教育・保育提供区域の設定

施設型給付及び地域型保育給付の対象となる施設の利用については、子育て世帯の状況により選択肢を多くするため、南アルプス市全域を一つの区域と設定します。

3 教育・保育の量の見込みの算出方法

2025年度から2029年度までの計画期間中に必要となる子ども・子育て支援事業の量の見込みは、子育て世帯へのアンケートの結果をはじめ、現状の利用実績を含めて総合的に勘案し推計しました。

住民アンケートに基づき推計する方法は、国の手引き（市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き）に従いました。

(1) 1号認定

【対象】

1号認定の3～5歳児及び2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの（教育ニーズ）

【事業内容】

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）に対して実施

【量の見込みと確保の内容】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童の人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

(単位：人)	直近5か年の実績				
	2020	2021	2022	2023	2024
実績	288	281	286	319	298

(単位：人)	見込み量と確保の内容				
	2025	2026	2027	2028	2029
見込み量	300	300	300	300	300
確保の内容	300	300	300	300	300
見込み量との差	0	0	0	0	0

(2) 2号認定

【対象】

保育の必要性のある3～5歳児

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）に対して実施

【量の見込みと確保の内容】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、保育所施設の需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

(単位：人)	直近5か年の実績				
	2020	2021	2022	2023	2024
実績	1,442	1,439	1,439	1,423	1,470

(単位：人)	見込み量と確保の内容				
	2025	2026	2027	2028	2029
見込み量	1,500	1,500	1,600	1,600	1,600
確保の内容	1,593	1,593	1,668	1,668	1,668
見込み量との差	93	93	68	68	68

(3) 3号認定

【対象】

保育の必要性のある0～2歳児

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）に対して実施

【量の見込みと確保の内容】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

(単位：人)	直近5か年の実績				
	2020	2021	2022	2023	2024
3号認定 計	863	838	872	960	983
0歳	129	133	125	145	149
1歳	315	324	337	382	365
2歳	419	381	410	433	469

(単位：人)	見込み量				
	2025	2026	2027	2028	2029
3号認定 計	850	850	850	850	850
0歳	150	150	150	150	150
1歳	300	300	300	300	300
2歳	400	400	400	400	400

(単位：人)	確保の内容				
	2025	2026	2027	2028	2029
3号認定 計	757	816	816	816	816
0歳	115	124	124	124	124
1歳	281	306	306	306	306
2歳	361	386	386	386	386
見込み量との差	▲93	▲34	▲34	▲34	▲34

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

【事業内容】

保育認定を受けたこどもについて、通常または利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

現在の供給体制で受け入れが可能となっています。今後もニーズに応じて必要な支援を提供します。

(単位：人)	直近5か年の実績				
	2020	2021	2022	2023	2024
人(延べ)	4,196	2,079	3,852	2,848	4,417

(単位：人)	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み(A)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
確保の内容(B)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
見込み量との差(A-B)	500	500	500	500	500

(2) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象）

【事業内容】

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

幼稚園の預かり保育を支援するとともに、保護者のニーズに沿ったサービスの提供に努めます。

一時預かり保育事業（幼稚園等における在園児を対象）

	直近5か年の実績				
	2020	2021	2022	2023	2024
人（延べ）	1,944	3,511	4,680	5,842	4,417

	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み（A）	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
確保の内容（B）	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
見込み量との差（A-B）	500	500	500	500	500

一時預かり保育事業（在宅保育児童を対象）

	直近5か年の実績				
	2020	2021	2022	2023	2024
人（延べ）	2,420	2,234	2,998	4,882	5,388

	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み（A）	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
確保の内容（B）	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
見込み量との差（A-B）	▲500	▲500	▲500	▲500	▲500

(3) 病児病後児保育事業

【事業内容】

病気または回復期の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

利用者のニーズに適切に対応しつつ、緊急時に円滑に対応するため、事業関係者と連携し、必要な施設、定員を確保します。

	直近5か年の実績				
	2020	2021	2022	2023	2024
人(延べ)	175	399	517	831	908

	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み(A)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保の内容(B)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
見込み量との差(A-B)	400	400	400	400	400

(4) ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

多様化する依頼会員のニーズに対応するため、協力会員の確保に努めます。

	直近5か年の実績				
	2020	2021	2022	2023	2024
人（延べ）	1,450	1,603	1,484	1,114	1,249

	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み（A）	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
確保の内容（B）	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
見込み量との差（A-B）	0	0	0	0	0

(5) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

子育て中の親子が孤立せず、安心して子育てができる環境の整備に努めるとともに、利用者のニーズに沿った地域子育て支援拠点を確保します。

	直近5か年の実績				
	2020	2021	2022	2023	2024
人(延べ)	12,026	12,621	17,261	19,462	18,824

	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み(A)	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
確保の内容(B)	19,864	19,864	19,864	19,864	19,864
見込み量との差(A-B)	864	864	864	864	864

(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を準備して、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保の内容】

利用者のニーズに適切に対応するため、今後に応じた受け入れ枠を拡大するなどの検討をします。

	直近5か年の実績				
	2020	2021	2022	2023	2024
人（延べ）	1,248	1,201	1,231	1,304	1,600

		2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み (A)	1年生	256	256	264	264	264
	2年生	253	253	261	261	261
	3年生	254	254	263	263	263
	4年生	260	260	268	268	268
	5年生	260	260	269	269	269
	6年生	267	267	275	275	275
	合計	1,550	1,550	1,600	1,600	1,600
確保の内容（B）		1,600	1,600	1,650	1,650	1,650
見込み量との差（A-B）		50	50	50	50	50

(7) ホームスタート事業

【事業内容】

乳幼児を養育していて子育てに対し不安や悩みがある家庭に専門ボランティアを派遣して、母親の話を聞いたり一緒に子育てを行うことで不安や悩みを和らげ、子育てに対して前向きになれるように支援する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

乳幼児と保護者が孤立せず、安心して子育てができるよう、保護者のニーズに沿ったサービスの提供に努めます。

	直近5か年の実績				
	2020	2021	2022	2023	2024
人（延べ）	75	62	49	98	100

	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み（A）	100	100	100	100	100
確保の内容（B）	100	100	100	100	100
見込み量との差（A-B）	0	0	0	0	0

(8) 子育て世帯訪問支援事業（新規）

【事業内容】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【量の見込みと確保の内容】

今後、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

(単位：人／年)	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み（A）	20	20	20	20	20
確保の内容（B）	20	20	20	20	20
見込み量との差（A-B）	0	0	0	0	0

(9) 児童育成支援拠点事業（新規）

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を通じて、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【量の見込みと確保の内容】

必要なサービス提供体制の確保に努めます。

(単位：人／年)	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み（A）	10	10	10	10	10
確保の内容（B）	10	10	10	10	10
見込み量との差（A-B）	0	0	0	0	0

(10) 親子関係形成支援事業（新規）

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施することにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【量の見込みと確保の内容】

利用者のニーズに応じた適切な提供体制の確保に努めます。

(単位：人／年)	2025	2026	2027	2028	2029
量の見込み（A）	20	20	20	20	20
確保の内容（B）	20	20	20	20	20
見込み量との差（A-B）	0	0	0	0	0

(11) 妊婦等包括相談支援事業（新規）

【事業内容】

妊婦等に対して面談その他の方法により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

こども家庭センターでの保健師による面談等を実施します。現在、量の見込み（妊婦等への相談支援へのニーズ）について、提供体制は確保されています。今後ニーズの高まりがみられた場合には、適切な提供体制の確保に努めます。

(単位：年回)		2025	2026	2027	2028	2029
①	量の見込み	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728
② 確保の内容	こども家庭センター	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728
	その他	0	0	0	0	0
見込み量との差 (A-B)		0	0	0	0	0

(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

【事業内容】

月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わずに0歳6か月から満3歳未満の乳児等を通園可能とする事業です。

【量の見込みと確保の内容】

今後、他自治体の先進事例を参考にするとともに、国の制度設計により、提供体制の確保に努めます。

要確認

【0歳児】

（単位：人日）	2025	2026	2027	2028	2029
① 量の見込み	—				
② 確保の内容	—				
見込み量との差（A-B）	—				

【1歳児】

（単位：人日）	2025	2026	2027	2028	2029
① 量の見込み	—				
② 確保の内容	—				
見込み量との差（A-B）	—				

【2歳児】

（単位：人日）	2025	2026	2027	2028	2029
① 量の見込み	—				
② 確保の内容	—				
見込み量との差（A-B）	—				

(13) 産後ケア事業（新規）

【事業内容】

育児への不安や負担感を有する産後 4 か月までの母親と乳児を宿泊させ、母体の休養と体力の回復、母体ケア・育児ケアを行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

母子とその家族が健やかな育児ができるよう、サービスの提供体制の確保に努めます。

（単位：人年）	2025	2026	2027	2028	2029
① 量の見込み	544	544	544	544	544
② 確保の内容	221	221	221	221	221
見込み量との差（A-B）	▲323	▲323	▲323	▲323	▲323

第6章 計画の推進体制

本計画の関連分野は、児童福祉だけでなく教育や生涯学習、健康増進、まちづくりなど多岐にわたります。したがって、関係機関・各種団体・地域等との連携を密にして取り組むとともに、国・県や他市町村とも連携しながら、本計画の推進に努めます。

(1) 計画の評価・点検

本計画の各事業は、市の行政評価システムにより進捗管理します。年度毎に計画（Plan）に基づいて実施した施策・事務事業（Do）を評価（Check）し、それに基づき事業を見直し改善（Action）する「PDCA サイクル」の考え方を用います。

それにより、新たな課題の検討やそれに基づく計画の見直しなど、その時々々の社会情勢やニーズの変化などに応じて柔軟に対応することとします。

また、子ども・子育て支援法の規定に基づき設置した子ども・子育て会議により、計画全体の進捗状況や成果を定期的に協議し、事業の見直しに反映していきます。

(2) 子ども・子育て支援に係わる人材の確保・育成

更なる充実が求められている子ども・子育て支援の分野では、様々な事業を推進するにあたり、それぞれの分野で専門職の確保は本市においても重要な課題ととらえています。また、その専門性や資質の向上も、複雑・多様化する課題の解決には欠かせないものであり、人材の確保同様に重要となっています。

さらに、こうした課題の解決には、専門職だけではなく、地域の協力も重要です。本市の子ども・子育て支援も様々な地域の力により支えられていることから、更なる担い手の育成・確保にも取り組む必要があると考えます。

したがって計画の推進にあたっては、地域と市とが包括的に支援を推進できるよう、人材の確保・育成に取り組み、さらなる支援の充実を進めていきます。

第7章 資料編

資料1 南アルプス市子ども・子育て会議委員名簿（敬称略）

役職	氏名	所属母体役職等	備考
会長	浅利 司	元白根巨摩中学校長・学校教育課長	
副会長	小林 徳男	元総務部長・福祉総合相談課長	
委員	小池 伸吾	南アルプス市議会厚生文教常任委員長	
委員	保坂 健	南アルプス市議会厚生文教常任副委員長	
委員	軽部 妙子	NPO法人あんふぁんねっと	
委員	松田 武	みだい幼稚園	
委員	中込 久美子	南アルプス市保育所連合会	
委員	中村 和子	ポッポの家	
委員	金指 良美	南アルプス市連合PTA会長	
委員	池田 喬英	南アルプス市保育所保護者会会長	
委員	河口 緩美	ゆるりん母ゴコロの会	
委員	前橋 登紀夫	南アルプス市教育委員会	
委員	時田 直人	南アルプス市校長会	
委員	澤登 義洋	民生委員児童委員協議会 児童部会	
委員	有野 守代	南アルプス市愛育会	
委員	志村 成美	青少年育成南アルプス市民会議	
委員	金丸 直明	金丸文化学園	

資料2 南アルプス市子ども・子育て会議の開催

開催年月日	協議内容等
令和5年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> (1) こども・子育て応援宣言について (2) 令和4年度に実施した主な子育て支援事業について (3) 南アルプス市こども計画策定について
令和5年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども・子育て支援事業計画の課題について (2) こども計画の策定について (3) 保育所の認可・定員の変更について
令和6年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> (1) こども計画策定に関わるアンケート調査について (2) 特定教育・保育施設等の開園について
令和6年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> (1) こども計画の策定について (2) 特定教育・保育施設等について (3) 令和5年度に実施した主な子育て支援事業について (4) その他
令和6年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> (1) こども計画の策定について (2) 子育て支援課に関する事業の進捗状況について
令和7年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> (1) こども計画の策定について

資料3 南アルプス市子ども・子育て会議条例

○南アルプス市子ども・子育て会議条例

平成25年10月8日

条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

第72条第1項、こども基本法(令和4年法律第77号)第13条第3項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南アルプス市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及びこども基本法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、市長又は教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、並びに意見を述べることができる。

- (1) 南アルプス市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 南アルプス市こども計画に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 特定教育・保育施設に関すること。
- (5) 特定地域型保育事業に関すること。
- (6) 児童福祉、母子福祉及び母子保健等に係るこども施策に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する関係団体から推薦を受けた者
- (3) こども施策に関する事業に従事する者
- (4) こどもの保護者
- (5) 教育関係者
- (6) 公募により選出された市民
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を

代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(会議の運営)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例による任期満了後における最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和5年3月22日条例第6号）抄

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月20日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 南アルプス市子ども計画ワーキンググループメンバー表

部	課	担 当	氏 名
市民部	市民活動支援課	市民活動支援担当	柴田 さおり
保健福祉部	福祉総合相談課	地域福祉担当	河野 慎治
保健福祉部	障がい福祉課	自立支援担当	清水 正巳
保健福祉部	障がい福祉課	医療給付担当	小泉 昌起
保健福祉部	子育て支援課	児童担当	岩間 誠
保健福祉部	子育て支援課	保育所担当	長澤 友和
保健福祉部	市立児童館	市立児童館	清水 美佐子
保健福祉部	こども家庭相談課	相談支援担当	中澤 桂太
保健福祉部	こども家庭相談課	途切れのない支援担当	荻野 尚子
保健福祉部	健康増進課	保健相談担当	塚原 麻理
教育委員会	学校教育課	教育指導担当	市川 浩司
教育委員会	生涯学習課	青少年担当	渡辺 智一

資料5 南アルプス市子どもワーキンググループの開催

開催年月日	協議内容等
令和6年8月30日	第1回会議開催 (1) 南アルプス市子ども計画の概要 (2) 担当する事務事業と子ども計画との調整・整合の確認 (3) 今後のスケジュールについて
令和6年10月1日 から10月9日まで	南アルプス市子ども計画事務事業の体系図の確認作業
令和6年10月15日 から10月24日まで	事務事業担当部署に対する個別ヒアリング
令和6年12月4日 から12月13日まで	南アルプス市子ども計画の素案に対する確認作業

資料6 南アルプス市子ども計画に関するワーキンググループ設置要領

○南アルプス市子ども計画策定に関するワーキンググループ設置要領

令和6年8月23日

(設置)

第1条 南アルプス市子ども計画（以下「子ども計画」という。）を策定するに当たり、既存の各法令に基づく子どもに関する施策を横断的に統一し、市民にとってわかりやすい計画として調整、検討等を行うためワーキンググループ（以下「グループ」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 グループは、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 子ども計画の素案の作成に関する事項
- (2) 既存の子どもに関する施策の分析・検証に関する事項
- (3) 担当する事務事業等と子ども計画との調整・整合に関する事項
- (4) 担当する業務等に係る「現況と課題」、「施策の方向」、及び「目標値」などの素案の作成に関する事項
- (5) 所属部署内の連絡調整及び意見の取りまとめに関する事項
- (6) 南アルプス市子ども・子育て会議と連携し、素案を検討することに関する事項
- (7) その他子ども計画の作成に必要な事項

(組織)

第3条 グループは、各課等の職員をもって組織する。

(会議)

第4条 会議は、子育て支援課長が招集する。

- 2 子育て支援課長は、必要があるときはグループ以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 庶務は、子育て支援課が処理する。

(合同会議)

第6条 子育て支援課長は、調整が必要と認めた場合は、他機関と合同で会議を開催することができる。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、子育て支援課長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

資料7 パブリックコメントの実施

実施期間：令和7年 月 日 ～ 令和7年 月 日

閲覧方法：市ホームページに掲載



山梨県南アルプス市 子ども・子育て 応援宣言



南アルプス市子ども計画

- 発行月 令和7年●月
- 発行 南アルプス市
〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原 376
TEL 055-282-1111(代) FAX 055-282-1112
<http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/>
- 編集 子育て支援課